

第4回 島根県子ども・子育て支援推進会議

少子化対策推進部会

日 時 平成26年11月17日(月)

13:30～16:00

場 所 島根県職員会館 健康教育室

○渡邊調整監 失礼いたします。皆様、本日はお忙しい中、お集まりをいただきましてどうもありがとうございます。

ただいまから、第4回島根県子ども・子育て支援推進会議少子化対策推進部会を開催いたします。

本日の進行を務めさせていただきます青少年家庭課の渡邊でございます。よろしく願いいたします。

まず、開会に当たりまして、少子化対策推進室長の河原が御挨拶を申し上げます。

○河原室長 皆さん、本日はお忙しい中、少子化対策推進部会を開催しましたところ、御出席を賜りまして本当にありがとうございます。心からお礼を申し上げます。

この会、昨年度以来、少し間があいてしまいました。言いわけになりますけど、この間、いろいろな動きがありました。少子化対策、非常に今大きく環境が動いております。一つは御承知のように、去年から推進会議、それからこの部会の立ち上げを通じて御承知だと思いますが、子ども・子育て支援新制度が、来年度の4月から実施されるということで、これが大きな経緯で今動いているわけです。このことについては、新聞報道で御承知のように、まだ衆議院が解散されたわけではありませんけど、消費税がセットで動くということでもありますので、消費税アップの見送りによって、この子ども・子育て支援制度がどうなるのかというところが、実は基盤のところなんですけど、そこが今ぐらぐらしているような状況で、大変我々もやきもきしているようなところです。

県としましては、消費税アップが仮に見送られた場合においても、新制度は実施されるだろうということで準備は着々と進めていきたいというふうに思っておりますが、ただ、予定どおり、新制度が実施された場合にあっても、やはり大きくは財源の問題がありますので、この新制度の中身の事業や取り組みがどうなるのか、ここのところは全く先行きが見えないというところで、大変私どもも心配をしているところです。この辺は、随時情報を取りながらいくしかないかなと思っておりますので、いろいろな情報が出次第、皆様方、

市町村、事業者の皆様迅速に情報を提供しながら取り組みが進むように進めていきたいというふうに思っております。

それから、最近の大きな動きとしてもう一つ、人口問題という問題が大きく動いています。これは、5月に、一般的に増田レポート、増田元総務大臣が発表された日本創成会議の中で、日本の人口が大きく減少して消滅する地域がたくさん出るのではないかという指摘がありました。これによって、国、県、市町村ともかなり重大に受けとめて、いろいろな検討が今されております。政府においては、そういったことも踏まえて、まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げて、これも今まだ審議がどうなるのか、見通しが立ちませんけれども、地方の創生ということを掲げて、創生法案が今つくられようとしています。それに基づいてビジョンがつくられ、戦略の案が最近示されたところです。この中で当然のことながら自然増減を大きく占める少子化対策、あとは産業振興とかU・Iターンさまざまありますけれども、少子化対策というのも大きな柱の一つとして当然取り上げられてるということでございます。

県におきましても、対策本部をつくって、今後どうするのかというところを今まさしく議論しているところですし、市町村においてもやはり人口減問題受けとめて、少子化防止というのか早急な取り組みがされておりますので、そうした意味でも、この少子化対策に対する関心が非常に高まってきているということでございます。

まだまだいろいろな動きがある中ですので、この辺は情報をとりながら、我々としても迅速に対応していきたいし、もっともこういった動きがあるなしにかかわらず、少子化対策というのは重要な取り組みだと思っていますので、取り組みを進めていかないといけないと思いますが、今の新制度のことしかり、人口問題しかり、この部会でいろんな御意見を賜りながら、少子化対策の充実を今後とも図ってきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

本日は議題としましては、地域少子化対策交付金の実施状況、それから少子化の最新データと、それから一番メインになります子ども・子育て支援事業支援計画の総論は前回で少しお話をしていますので、きょうは各論といいますか、具体的な方向性のところ、このところを少しお話をしながら審議をさせていただきたいと思います。

どうか皆様方から御忌憚のない意見をいただきまして、よりよいものにしていきたいと思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

○渡邊調整監 本日の委員でございますが、お手元の委員名簿をおつけしておりますけれ

ども、既に花田専門委員、それから向原専門委員、渡邊専門委員、この3名の方、それと本日急遽でございますけれども、田中専門委員には御欠席ということで、4名の委員が御欠席でございます。したがって、委員の過半数の方の御出席をいただいておりますので、本会議が定足数を満たしていることを御報告いたします。

議事の前に、本日配付しております資料を確認をさせていただければと思います。お手元のレジユメがございます。その裏に配付資料一覧をつけております。御確認をいただければと思います。

まず資料1-1、少子化対策交付金事業の実施状況、それから、それに関する各種資料ということで資料1-2、1-3、1-4、1-5ということです。それから、少子化の現状ということで資料2にデータをつけております。それから、次世代法の関係でございますが、資料3-1、資料3-2、資料3-3はA3のものです。それから、支援事業支援計画に記載する施策の内容ということで資料4、それから、参考1として、島根県子ども・子育て支援事業支援計画記載事項（案）をおつけしております。それと資料ではないですが、本日以降のところ、また御意見がある場合にお寄せいただくための連絡票、それから、今度12月にもう一度少子化の部会を考えております。これは親会議と一緒に合同開催をさせていただければと思っております、その日程調整表でございます。親会議の委員さんでダブっておられる委員さんには、先般、日程調整表を頂戴いたしておりますけれども、日にちが過ぎておりますので、変更等があればこのもので出していただければと思います。変更のない場合はそのまま結構かと思っております。

最後に講演会の御案内です。12月6日出雲のビックハート、白のホールで湯浅誠さんという方を講師に迎えまして、困難を抱える子ども、若者に対する支援について一緒に考えてみませんかという講演会でございますので、御案内を差し上げておきます。

資料配付漏れ等がございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

続いて、議事に入りますけれども、これより先は高橋部会長に進行をお願いしたいと思っております。

高橋部会長様、よろしく願いいたします。

○高橋部会長 それでは、ただいまから早速議事に入りたいと思っております。きょうは計画の内容について御審議をいただきたいと思っております。できるだけ皆さんの御意見を賜りたいと思っておりますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、地域少子化対策強化交付金事業の実施状況についてでございます。

す。

これはもう既に、昨年度来こうした事業を県のほうとして行っておられます。これが今どういう状況にあるのかということについて、御説明をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○松本企画幹 失礼します。それでは、私のほうから資料1-1から資料1-5までに沿いまして、地域少子化対策強化交付金事業の実施状況について御説明を申し上げたいと思います。

まず資料1-1からでございます。前回の部会でも御説明しましたように、国が地方の少子化対策を後押しします地域少子化対策強化交付金事業というものが、昨年度創設され、県や市町村が行います先駆的な取り組みに対して、国が支援することとなりました。

県におきましては、平成25年度の2月補正におきまして、県と全ての市町村が交付金事業を行えるように、県事業分4,000万円、市町村は800万円の19市町村分を補正予算で計上したところでございます。

県が実施する、いわゆる県事業分につきましては、3月の下旬に約2,100万円の交付決定を受けまして、3の事業名と交付決定状況の一覧表に載せております事業、これにつきまして、4月から実施を行っているところでございます。また、このうち少子化問題、区分でいいますと4番にありますけれども、少子化問題解決に向けました広報、この事業につきましては、9月に追加協議をさせていただきました。現在、国へ交付の申請中でございますので、これにつきましては交付決定後、実施をいたしたいというふうに考えております。

市町村が実施する、すなわち市町村事業分につきましては、各市町村におきまして当初予算ですとか補正予算、これで予算を組みまして国へ事業計画を提出しております。国へは県内の14の市町村が計画を出しておりました。しかしながら、先駆的な取り組みの内容につきましては、国の査定基準というものが非常に厳格であることから、5つの市町村では事業の全部または一部が不採択となりました。その結果、この一覧表に上げてありますように、9つの市町村がここに上げてあります事業を交付決定ということで、現在、事業を実施しているところでございます。このうち飯南町につきましては、現在、交付申請中でございますので、飯南町の事業につきましては交付決定後、実施をされるというふうになっております。

続きまして、資料の1-2から資料の1-5につきましては、県の実施事業についての

実施状況について載せております。

まず資料1-2でございます。しまね縁結びOneHeart事業の中の推進体制づくりとセミナーの実施についてでございます。行政ですとか企業、団体、ボランティア等々の多様な主体で連携や協働をしながら、結婚から育児までの支援を行う推進体制、この体制づくりを進めていくということで、今年度は浜田地区、大田地区、雲南地区の3カ所で、この体制の構築を行うこととしております。

ホッチキスでとめています2枚目の図をごらんいただきたいんですけども、これは一応モデル的な仕組みの構成員となるべき組織をイメージ化したものでありますが、実際はこれに準じまして、各地区で地域の実情に応じまして、各行政ですとか企業、団体、ボランティア等々の方で構成することとしております。この体制の中で、少子化問題解決に向けて、現状ですとか課題等の認識や情報の共有化を図り、各地域の実情においた施策を協議や実施をしていくこととなっております。既に9月から12月にかけて、各地区で1回目の推進会議を開く、また、これから開くという状況になっております。

そして、その連携・協働して実施していく施策の一つとして、独身男性を対象としたスキルアップセミナー、これの開催を計画しております。各地区で数回、この結婚セミナーというもの、婚活セミナーというものを実施することにしております。既に6月には大田市で第1回目の結婚セミナーというものを開催しているところでございます。今後、浜田地区、雲南地区を初めまして、各地区で婚活セミナーを開催することというふうになっております。

続きまして、資料1-3でございます。助産師が行う「生の楽習講座」の実施でございます。

保育所ですとか幼稚園、小・中学校、高校、特別支援学校、これらの生徒さん等々におきまして、命のとうときですとか家庭の意義等の理解、これをさらに深めていくためには、県の助産師会さんに委託をいたしまして出前講座を実施するものということで、教育委員会と連携しながら進めていってるものでございます。既に5月に年間150講座を予定して5月に募集をかけました。募集をかけたところ、200以上の多数の応募が各学校から寄せられまして、その中から150講座を、5月から3月、今年度いっぱいのところまで今現在、実施をしているところでございます。大変要望の多い、希望の多い事業というふうに認識しておりますので、今後も引き続き実施に向けて検討しているところでございます。

それから、次の資料1-4でございます。「ことのは」作品展with子育て・家族応

援イベントの開催についてでございます。

結婚して安心して子どもを生き育てることのできる地域づくり、これを進めるために機運の醸成を目的といたしまして、10月に松江市と江津市におきまして、子育て・子育てことは大賞の作品原画展と、子育て・家族応援をテーマといたしましたイベントを3日間ずつ開催したところでございます。

「ことのは」作品展につきましては、平成14年度から県が実施している事業でございます。これは、両会場とも6日間行ったところですが、子育て世代ですとか子育てを既に終えられた世代など、800人以上の方に来場していただきました。アンケートでは、感動した、温かな気持ちになった等々、ずっと続けてほしいという感想を寄せられましたので、とても大盛況のイベントだったというふうに考えております。

それから、最終日には、子育て・家族応援イベントというものを開催いたしました。県内の子育て支援団体の方に、体験ブースですとかステージイベントを行っていただきました。来場者数が2会場で4,500人というふうになっております。次のページには写真でそのような模様を載せておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

最後に、1-5でございます。親子で参画できるプログラム開発と促進者（ファシリテーター）養成についてでございますが、子どもの社会性を育てていくためには、親や地域の支援者等、子どもにかかわる大人に対する子どものかかわり合いについて、今年度は2つのプログラム1とプログラム2の実施、それから、3つ目のプログラム3の開発というのをやっております。それから、地域における子どもにかかわる支援者の方々を対象にしたファシリテーターの養成講座というのを、そこに書いてあります第3回計画をしております。1回目は既に10月で終わっておりますけれども、2回目と3回目は11月に雲南市と川本町で行う予定にしております。以上が実施状況の説明でございました。

○高橋部会長 ありがとうございます。

それでは、この点について、皆様方からの質疑をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。どなたでも結構ですが、お願いたします。いかがでしょうか。

どうぞ、原委員さん、お願いします。

○原委員 追加報告でもいいですか。資料の1-3の助産師が行う「生の楽習講座」なんですけど、私の属している助産師会のほうに委託していただいております、3日間で県のほうから各学校とか保育園、幼稚園に文書を出していただいて、担当者のところにもう3日間で全ての予定講座が埋まってしまって、それ以外のところは県の事業対象にならないの

で自費でという感じでしていただいて、今187講座、ことし受けています。順々に実施していますので、10月の下旬ぐらいの段階では75ぐらいですね、終了しているところで、3学期に結構集中してくるので多分150講座、県からの委託を受けた事業はきちんとできると思っています。

それで、先ほどにもありましたが、益田のほうでも少子化対策としてこの「生の楽習講座」というのを御検討いただいているみたいで、依頼が始まるというふうに益田の会員からは聞いていますので、学校のほうももちろんほとんどのところにきちんと担当者が1回1回打ち合わせに、その学校や保育園、幼稚園に出かけて行って状況を聞きながら進めているんですけど、先生たちも教育委員会とか県のほうが委託された事業だということで、安心して受けていただけているということで、本当に早くに講座の依頼が終了して、届いてすぐなのにもう終わりとはどういうことだという感じでおしかりを受けたりもするぐらいうれしい状況になりましたので、ありがとうございました。

○高橋部会長 原委員さん、例えばこの講座、非常に人気があるということなんですけれども、例えば終わった後、子どもさんたちにアンケートとか、こういったようなものも実施されて評価といいましょうか、この講座の意味合いというようなものを客観的に示すような形をとっておられるのでしょうか。

○原委員 保護者の方も聞かれるときは、保護者様にアンケートをとっていただくのと、それから学校は子どもたちへのアンケート、就学前児に対しては特になんですが、絵とか文章で、その園によっては書いて私たちに送ってくださる方もあります。きちんとした数字で出せるようなアンケートのとり方ではないので、本当に感想というか気持ちを出してくださっているというか、県のほうには報告書が各受け入れされた学校の施設からの報告書も合わせて返すようになっていきますので、昨年までですとその作業はなかったんですが、ことしは県の委託事業なので、学校側の受けていただいた感想というのも書いていただいているので、おいおい150講座全てが戻っていくと思います。

○高橋部会長 また、その報告等についても、私どものほうにもお知らせいただけたうれしく思います。

どうぞ、そのほか御意見、どうぞ。

○柳楽委員 失礼します。資料の1-2で、2番の事業内容の中の2番、婚活セミナーで、独身男性を対象としたスキルアップセミナーということがどうも大田のほうで開かれたらしいんですけども、この状況がどうだったのか、何人ぐらい参加されたとか、どういうこ

とをなさったとか、ちょっと教えていただくと。

○松本企画幹 済みません、まだ報告書をいただけていないものですから、状況をお伝えすることができません。

○柳樂委員 ああ、そうですか。

○柳樂委員 我が社の、社員は、ほぼ男性ですけど、技術者の社員の平均年齢が25歳なんです。今週末結婚する子が1人いるんですけど、20歳同士で結婚するんです。結婚式に行くのを楽しみにしているんですけども、若い子は本当に早く結婚します。あともう1組結婚する子がいて、そのほかは、男の子ですけど、まだ独身なんです。会社としては、これから彼らが結婚をして、恐らく子育てをすることになると思いますので、やっぱり彼らが子育てしやすい取り組みを、会社としてはこれから考えていく必要があるなと思っております。できればそれこそ、もう1人産んだらいいよねとか、そこをそういうふうに思ってくれることではなくて、少なくともうちの会社にいたら、ああ、子育てしやすいよねと思ってくれるように持っていきたいなと思っている。これが、やっぱり企業側のこれからの責任と、それからもう一つ、社員を流出せずに自分のところへとどめておく、そういうやっぱり何かしらのことを、たまたまこういう機会を与えていただいて出席してるものですから、これから結婚する子が、できれば子どもを生もうという気持ちになってもらいたいと思って、会社の取り組みを考えたいと思っております。なので、どうだったのかなと気になったので、ちょっと教えていただくと、自分の会社の内規に何か参考にしたいなと思ひまして、また教えていただければありがたいです。

○高橋部会長 どうぞ。

○河原室長 じゃあ、ちょっと補足して。済みません、大変ありがたい御意見でして、この間、柳樂さんも一緒に出ていただきましたが、育メン養成セミナーというのがあって出ておりましたけど、おっしゃるとおりで、我々としてはこれから、やっぱり企業、経済会の皆さんと一緒に子育て支援、それとあと結婚対策も含めて取り組みをしていけるといいなと思っています。今の御意見をいただけたのは大変ありがたいと思いますし、今回の計画の中でどこまで書き込むかというところはありますけれども、すごく重要な取り組みポイントだと思っています。頑張りますので、ぜひご一緒をお願いできればと思います。

○柳樂委員 会社としても頑張り、それで、なるべく県外に流出せずに子育てするんだったら、この地元がいいよねと。会社もこういうふうを考えるから、外へ出ていかずに、この地元で頑張って会社へ勤めて、子育ても仕事にも魅力がないととどまってくれるという

ことはないと思うので、もちろん仕事の魅力については会社の責任だとして、これは一番に考えなきゃいけないんですけども、プラス子育てのところが都会よりも地元のほうが子育てがしやすいとやっぱり思ってくれる努力を、企業もしなきゃいけないと思っております。

○高橋部会長 竹田委員さん、さきほど手を挙げていただいていたと思います。

○竹田委員 松江NPOネットワークの竹田です。

さっき原さんがおっしゃった「生の楽習講座」のことで質問なんですけれども、150講座を募集して、決定して、200以上応募があったということなんですけれども、そもそも実施する対象の分母のほうは、どれぐらいのうちの150が実施できたのかなということと、それから、この委託事業が今後永遠に行われるわけではないと思いますので、やれているうちにすばらしい講座なんだという評価が、委員長もさっきちょっと評価のことを言われましたけれども、それが周知されることが、今後委託じゃなくなったり、例えば市町村が補助していく方向に進めたりして数をふやしていくとか、子どもたちまたどんどん新しい子どもが生まれてきますので、1回やって終わりじゃないので、それを今後続けていくなり市町村に渡していくために、何かわかりやすい評価の方法とか指標をはっきりさせて、数値化が難しい分野ではあると思うんですけども、何とか数値化する、満足度とか何かできたらいいなということを思いましたので、分母のほうの、すごい数になると思うんですけど、何分の150ができたのかということと、次年度へ向けての評価の仕方の工夫をお願いしたいということが1点。

もう1点ですけれども、資料1-1ですが、少子化対策強化交付金事業の実施状況の話ですが、19市町村のうち9市町村が採択、実施、飯南町が申請中ということで、5市町村が不採択ということで、残りは5市町村が申請がなかったということになるかと思うんですけども、せっかくのこういった、モデル事業ではあっても、交付金事業があるのに申請がない市町村というのはどんな感じなんだろうというのを知りたいと思ひまして、質問させていただきます。

○高橋部会長 それでは、県のほうでわかっておられるところで結構ですのでお願いいたします。

○松本企画幹 最初の分母のお話ですけれども、県内の保育園から特別支援学校まで総合で801校ございます。5月に801校全て私どものほうから募集をかけさせていただきましたところ、200超校ですね、箇所の学校等から応募があったというふうに認識をし

ております。

それで2番目の評価につきましては、今年度からこうやって委託をさせていただいて、事業実施させていただいたところですので、これが今年度全て終えてみて、やっぱり助産師会さんのほうの指標も含めていい方向に数値化できるように検討していきますので、よろしくをお願いします。

○河原室長　じゃあ、続いてのところですけど、来年度以降の評価もそうですけど、我々としては来年度予算までに何とかそういったのを続けたいなというふうに思って、今、原さんのところと御相談をしているところで、何とか頑張って継続していきたいし、おっしゃるように永遠かというところではないかもしれないので、評価方法なんか必要ですし、確かにそういうものがないといけないなと思います。

それとあとは市町村のところ、5市町村で使っていないということで御指摘をいただきますが、確かに10分の10交付金ですから使えるように仕掛けていかないといけないというふうに思います。

ただ、その使わなかった理由については、先ほど松本のほうが言いましたけど、実はすごく現時点では使いにくい。言ってしまうとちょっと評判が悪いというか、非常に足かせが多いので、あれだめ、これだめ、先駆性があるって、しかも新規なので過去やっているもの、よそがやっているものだめと。要は、ほかに事例があるものはだめだと言われると非常に幅が狭くて、ややもすると思いつきにならざるを得ないところがあるって、それで非常になかなか使い手が悪かったということがあります。今それを国に対して重点要望の中で、とにかくその新規性、継続性じゃなくて、効果があるかどうかの1点で評価してくれということ強く言っております、そういう交付金にしてほしいなということあるのと、もう一つは5市町村、松江市を除くとほとんど小さい市町村で、きょうも後段の話になりますけど、支援制度の関係で担当者1人のところは今かなり手いっぱい状況で、なかなか交付金にまで手がつかなかったというのが実情としてあります。おっしゃるようにせつかくの交付金ですので、使えるように努力していきたいというふうに思います。

それで、余談ですけれども、さっきの消費税の話があるんでわかりませんが、この交付金、今の様子を見ますと来年度以降も恐らく継続してくるんだと思います。県としても頑張りますけど、できましたらぜひ市町村でも有効活用いただきたいというふうに思いますので、我々も市町村さんへのアピールをしていきますが、ぜひ皆様方もお帰りになられて、基本的には提案型の交付金ですので、地域のニーズをぜひ市町村の中で上げていただいて、

いろいろな形で組み立てをしていただいて提案をしていただくと一番いいかなと思いますので、ぜひぜひ地域でも提案、活用を、逆にまたお願いをしたいというふうに思います。以上です。

○高橋部会長 伊藤委員さん、お願いします。

○伊藤委員 失礼します。公民館から出かけております伊藤と申します。

続いて、「生の楽習講座」のことなんですけれども、400万という限られた委託の中での150講座、今おっしゃっていましたが、なかなか希望が大変あるということで、実は松江市の公民館などでもこういう講座といいますか、夏休みを利用して中学生の、養護の先生もかかわっていただくんですけども、公民館の赤ちゃん教室とか幼児教室とか、そういうところに中学生の子どもたちが出かけてくませて、一緒に赤ちゃんたちと触れ合ったり、お母さんと話をしたり、そういう一緒におやつを食べさせたりだっこしたり、体験学習のようなことを夏休みに行っております。そういったようなことを各学校でもそれぞれに取り組んでいらっしゃるんですけども、さらにこうした助産師の先生方をお招きして、また、より専門性のあるような講座ということで、多分学校がみんな飛びつかれているのではないかというふうに思っております。ぜひぜひ、こういうのはもう本当に予算をつけていただいて、継続していただきたいなという感想と要望でございます。以上です。

○河原室長 今言いましたように、これは継続を予定していますが、それ以外では、まだ詳しく調べないといけないですけども、市町村に子ども・子育て支援プラス事業などの別の交付金を持ってまして、出かけて行かれる助産師さんのほうの体制もあるので余り軽々に言えないですけど、例えばそういうものを使えば、多分公民館単位でもこういったことができるかもしれませんので、またぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○高橋部会長 それでは、加川委員。

○加川委員 島根大学の加川です。資料1-2、婚活セミナーのところで、少し私の思いを述べさせていただきます。

私も実は、この週末に身内が、義理の弟なんですけども、結婚することになってまして、会社員です。独身の方が結婚されるとなると、恐らく住宅を住みかえされると思います。この計画、資料3-3にもありますけども、計画の項目にも住宅対策なんかが入っています。島根県も公営住宅はもちろんあるでしょうし、空き家も多いというようなことあるので、そのあたり、若い人向けの住宅対策とか住宅の施策とのかかわりで、何かできるようなものがあればなというふうにも思うのですけれども、そのあたりはいかがでしよ

うか。例えば鳥取県の南部町なんかも、そういった若い方用の住宅を整備したりということも聞いたことがありますので、行政の施策のほうで、そういった少子化と住宅の施策の連携ということもあっていいのかなというふうにふと思いました。

○河原室長 子育て支援、結婚を含めて子育て家庭の住宅対策ということで、少し後段のほうに書いていますけど、まだまだ住宅対策のところは、定住も含めて重要だと思いますので、ぜひきょう御意見をいただいて、今後の意見にぜひ上げさせていただきたいと思えます。

○高橋部会長 それでは、皆さんのほうから、この事業についていろいろ御意見等もございましょうけれども、また後ほど、計画の内容のところ意見をお聞きしたいというように思っております。先ほどありましたように、この実施内容に非常に拘束性があるために使い勝手が悪いということも中にございます。しかし、そうはいつでもこうした内容のものを、島根県としては取り組んできているところです。ここでは、やはり継続ということが一番大切なんではないかというように思っております。ぜひとも、来年度もこれらの事業が継続できるように、何らかの形で国への要望等をぜひやっていただきますようお願いしたいと思っております。

それでは続いて、少子化の現状について、簡単に説明をしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○河原室長 そうしますと、簡単に御説明をしますが、資料2でございしますが、これは第1回のときに、少子化の現状と県の取り組みということで、データとかいわゆるアンケート含めて御説明をしていると思えます。その最新版の補足ということで、簡単に御説明させていただきます。

最初、合計特殊出生率のところですけども、人口動態の正式なデータが秋に発表されますので、それにより訂正をしたものでございしますが、最新は、島根県1.65、国が1.43ということで、島根県は下がっています。少し言いわけになるかもしれませんが、このデータについては、国は1,000人単位で全部分母を切っていく関係がありまして、実は県のほうで独自に人単位で計算しますと1.7ということで、データ上のとり方によって数字が乱高下をします。すごく伸びているわけではありませんが、決して数字が下がっている現状ではないというふうに認識しておりますので、1.65という数字で正式には発表させていただいています。ただ、この1.65で高いとは思っておりませんし、基本的に人口均衡させるためには2.07という数字も、今、数字がいろいろ言われてます。

いずれにしろ、出生率はまだまだ上げられるような形で取り組みが必要かなというふうに思っております。

それから次のページを開いていただいて、具体的な出生数のところですけども、5,534人、ここ数年5,500人台で減少はしておりません。ベビーブーム以降、かなり急速に下がりましたが、近年、微減の状況ですけども、ここ数年は5,500人台でほぼ横並びとなっています。恐らくこのまま推計すると、今年も5,500人台で、ほぼ同じような出生数になるかと思っておりますので、出生数については増えておりませんが、減少もせず今は横ばいの状況であるということです。婚姻数もほぼ同じように3,000件前後で推移をしておりますけども、残念ながら昨年度は3,000件を割ってしまいましたので、少し減っているということで、これからやはり心配かつ取り組みが必要なところかと思っております。

それから次のページ、平均結婚年齢、これもやはり年々上がっておりまして、去年、男性が30.5歳、女性が29歳ということで、着々といきますか、30歳を超えてしまって、当然、比例して下のところ、第1子出産年齢も島根県の場合29.8歳、全国30.4歳ということで、限りなく30歳に近づくということで、いわゆる未婚、晩婚、晩産化が進んでいるという状況のデータでございます。

それから最後のページは、ちょっとわかりにくいと思いますが、出生率は少しずつ増加をしていますし、出生数も何とかこのところ頑張っただけ横ばい状況ですが、今後をにらんだ場合、親になっていく若い世代が見ていただきますように、左肩下がりで下がっていきますので、どうしても当面、出生数についてはなかなか上げていくのが難しいのではないかと思います。国も言っていますが、何とか減少をとどめて、逆にまた回復させていく、維持、増加できるかということもありますが、当面なかなか出生数については、婚姻数も同じですけども、厳しい状況があるということでございます。

一応データは、第1回部会の資料の補足ということでつけさせていただきましたので、御説明させていただきました。以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

今の最新の情報ということで、提示をしていただきました。また、これに基づいて、私たちはこれから、計画の内容について検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

それでは続きまして、子ども・子育て支援事業支援計画の内容についてというところに

移りたいと思うんですが、その前に、私たちが策定する計画は、次世代育成対策推進法の後期行動計画ですね、これをあわせて検討をしていくということとなっております。御承知のように、平成26年度までの時限立法ということであったわけですが、さきの通常国会におきまして、この時限立法が10年間延長するということにもなりました。したがって、こういったこともあわせて考えていかないといけないという、これは当然そういうことではあるんですけれども、そういう国のほうの変化もございましたので、改めてこの点についての御説明を承ってから内容に入りたいというように思います。

では、よろしく願いいたします。

○渡邊調整監 それでは、資料3-1をごらんいただければと思います。

部会長さんもおっしゃったように、次世代法でございますが、平成17年4月から27年3月までの10年間の時限立法ということでございましたけれども、さきの通常国会におきまして、さらに10年間延長するための法律が可決、成立をしたということでございます。

現行の法律につきましては、子ども・子育て支援法の附則におきまして、平成27年度以降の延長について検討を加えるように求められておりました。また、国の子ども・子育て会議におきましても、子育て支援の充実と車の両輪であるワーク・ライフ・バランスの推進ということが重要との指摘がなされております。

この法律は中ほどにございますように、大きく地方公共団体の行動計画をつくる部分と、事業主の行動計画をつくる部分から成り立っております。また、それを包含するものとして、計画づくりのガイドラインである行動計画策定指針をつくるという構造になっております。事業主の行動計画をつくる部分の中で、特に一般事業主行動計画の部分につきましては、国の労働政策審議会におきまして継続して審議がなされ、昨年末にこの資料の右の赤い丸のところと青い丸のところに記載してある内容が合意をされております。これに基づきまして、もう10年間時限立法として延長すべきであるとか、指針の内容につきましても充実強化を図るということ、あるいは現行の認定制度、くるみん制度というのがございますけれども、そういった基準を見直してプラチナくるみんというようなことへの充実を図るということで、新たな特例認定制度を設けて、非常に取り組みが進んだ企業につきましては、計画を策定するかわりに実績を公表するなどの仕組みが新たに設けられているところでございます。

自治体の計画につきましては、子ども・子育て支援法ができる際に、かなりの役割が、

この支援法の自治体計画に引き継がれておりますので、策定義務が任意化される、できる規定とされているとごさいます。仮に策定する場合には、子ども・子育て支援法との計画と保育サービス等の内容がかなり重複しているということから、一体のものとして策定することが可能とされております。島根県も含め、多くの自治体で次世代法の新たな計画と支援法の計画を一体的なものとしてつくるといった動きがあったことから、この11月末に予定されておりますが、行動計画の策定指針の告示を待たずに、そのポイントが資料3-2行動計画策定指針（案）の概要のとおり示されております。

この資料3-2をごらんいただけますでしょうか。左側に現行の次世代法の計画の策定指針の全文が載っております。右側に、今回それに対して追加をしたり変更したり、あるいは削除したりする見直しの案が書いてあるということをごさいます。箇条書き的に書いてありますけれども、この形で正式な告示になるときは、事業主関係の部分とセットにして文書化がなされることになっております。

最初に一、背景及び趣旨の部分ですが、こちらは現在の国における議論とか、これまでの次世代法に関する各種の関連する歩みについて列記されています。2ページから3ページにかけてですが、右側をごらんいただきたいのですけれども、3ページの3番の項目として、子ども・子育て支援法との関係という項目がごさいます。これを項目を追加をして、この下に5つのぼつで掲げてある内容が記述されることになっております。先ほど申し上げましたけれども、次世代法は10年間の時限立法で、支援法のほうは消費税財源の投入を前提とした恒久法であるということ、それから2つ目のぼつでは、次世代育成支援対策の中核たる保育サービスや子育て支援事業につきまして、従来は次世代法のほうで目標事業量を定めるという整理をしてございましたけれども、支援法の制定によりまして、こうした定量的な整備目標というものは支援法の市町村計画に記載されることになっておりまして、これを契機に関係整備法の一つとして、この次世代法も改正をされ、参酌基準の規定が削除され、あるいは自治体計画の策定義務が任意化されるといった規定の整備が行われております。

それから3つ目では、従来、この法律が保育サービスや子育て支援事業の推進について果たしてきた役割あるいは機能が、支援法のほうに引き継がれたということ。

4つ目では、市町村計画等が任意化されるということをごさいますので、先ほども冒頭で申しましたように、一体的に策定することが可能であるということ、仮に両者を別々につくる場合であっても、内容が重複する部分については支援法の計画を引用するといっ

た書き方もありますよということが記載をされてるところでございます。

続きまして、3ページの二のところでございますけれども、基本的な事項の最初の項目として、基本理念というものがございますけれども、支援法の基本指針の内容を踏まえる必要があるということが書かれてあります。

めくっていただきまして、5ページの下のところの三、市町村計画及び都道府県行動計画の策定に関する基本的な事項について、最初の1で計画の策定に当たって基本的な視点が、現在の指針では7ページにかけて9項目が上げられておりますけれども、6ページの右側の欄のところですね。9番目の項目でございますけれども、9項目の視点に加えまして、(6)になるんですが、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点ということが、項目が追加をされております。現行の次世代法では、結婚に関する取り組みが少し薄いということと、それから、各ライフサイクルで縦割りで施策が組まれているような傾向があったというような反省点から、こういう切れ目のない支援という視点が必要ではないかということで、ここにあるような具体的な文章にされておるところでございます。

続きまして、6ページの下ところに(7)があって、7ページのところの上あたりに、高齢者の活用ですね。人に着目した視点におきましては、高齢者の記述しかなかったということから、右のほうをごらんいただきますと、高齢者の活用に加えて、育児経験豊かな主婦等の活用が追記がされているというところがございます。この7ページあたりからは、さまざまな手続、あるいは内容面について支援法の計画に引き継がれたところについては削除されておりますし、その削除された代表例としては、7ページの2番目の(2)ニーズ調査の実施ということ、これは支援法で市町村計画をつくる場合に、地域のニーズをしっかりと把握した上で計画をつくるということがされておまして、そちらのほうでニーズ調査がされているということでございますので、ここは削除をされているということになっております。

それから、8ページの中ほどから下にかけてでございます。計画の策定期間を5年間ずらしたり、あるいは達成状況の点検評価などというものは、支援法の計画と連携してやっていくというようなことも書かれております。

それから、ちょっと進みまして10ページでございますけれども、これはいわゆる参酌標準、定量的な目標を出すために計算式に当たる部分ですが、これは支援法の市町村計画の中で、量の見込みに対して提供体制をどのように確保していくのかというようなところに引き継がれておりますので、これが12ページまでは削除されているということになって

おります。

それから、12ページからは市町村計画の内容の面でのガイドラインとなっておりますので、少し飛ばしていただきまして、26ページからは、都道府県の計画の策定になります。26ページの下のところ、都道府県行動計画というところでございますけれども、最初の項目としまして、27ページのところで、(1)地域における子育て支援の中で、イの保育サービスの充実ということにつきましては、支援法の計画に基づき実施するというところで書かれております。

それから27ページの左の下に、児童の健全育成という項目がございますけれども、これは現行の記述に加えまして、放課後子ども総合プランという、それに関する項目と内容が追記されておまして、市町村の取り組みを円滑に進めるために、人材育成であるとか教育委員会と福祉部局の連携方策について検討するよう、求められておるところでございます。

28ページでございますけれども、これは地域における人材育成という項目が追加になっております。右側の欄のちょうど中ほどから上のところですね。これにつきましては、人材確保、従事者の確保と資質の向上というものは都道府県の責務であるということで、その地域の人材の効果的な活用が必要であることなどが記述をされておるところでございます。

そして28ページの中ほど、(2)の母子保健の関係につきましては、健やか親子二十一というものが先般改定されたということから、それに関する記述がなされております。

それから29ページに入りまして、ウの思春期保健対策の充実につきましては、項目名を学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実と改めておまして、10代の自殺等の内容を追加するとか、あるいは健やか親子二十一(第二次)計画の内容を踏まえた、子どもの健やかな成長を見守る地域づくりという項目を追加をして、下にある2つのぼつというものが記述がされていると。

また、同じページの下でございますけれども、オの小児慢性特定疾病対策の推進ということでございまして、これは小児慢性に関する制度改正を踏まえた記述とされておるところでございます。

そして、30ページの(3)でございます。これからは、教育環境の整備ということでございまして、新たな教育振興基本計画などの内容を盛り込んで、若干の記述の追加がなされております。

また、31ページの（オ）幼児教育の充実につきましては、先ほどの子育て支援や保育と同様に、支援法の計画に従って進めていくことが書かれておるところでございます。

32ページの（イ）の地域の教育力の向上という項目の中で、先ほど御説明をいたしました放課後子ども総合プランの内容についても、再掲という形で載っております。その他関係記述、それぞれ各所の施策の推進、あるいは最近の進行状況を踏まえて、適宜加筆がされているということでございます。

それから、ちょっと飛びまして34ページ（5）というのがございます。職業生活と家庭生活の両立の推進でございますが、自治体の行うワーク・ライフ・バランスということですね。これは主に広報、啓発というものが中心になって書かれているところでございますけれども、支援法の基本指針を基本的に盛り込んだ上で、先般成立をした法律の内容、プラチナくるみんというようなことについても追記がされております。

それから、同じページの右下、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進、これは基本的な指針でも追加をし、項目としても若干追加をして、地域の実情に応じたライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援を展開するということが必要とされております。

今度は36ページでございますけれども、要保護児童対策でございます。これは支援法の基本指針の内容を踏まえた記述とされておりますが、もともと都道府県の役割として、（ウ）のところ、児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証という項目がございます。その中で今回検証結果の関係機関への周知であるとか、あるいは積極的な活用、実行力のある再発防止のための措置というようなことが37ページに追記がされております。

それから、同じページのイの社会的養護体制の充実でございますが、これが都道府県計画にのみある記述でございますけれども、支援法の基本指針と同様の記述となっております。

また、母子家庭の支援につきましては39ページに、この4月に制度改正の法律が通りましたので、それにあわせた修正、あるいは就業支援専門員の配置などが記載をされております。

障がい児施策につきましては、同じページに支援法の基本支援を踏まえた内容とされているところがございます。

次に、資料3-3、A3の横長の資料を御用意させていただいておりますけれども、先ほどこの次世代法の修正点など御説明をいたしました。この次世代法の現行のもの、それから見直し案ということで、都道府県計画にかかわる項目を左側に記載をしております。

それから、右側を見ていただきますと、このたび県が策定をする支援法の計画の施策体系を記載しております。次世代行動計画に盛り込まれている項目の内容については、この左側の見直し案のところにも県計画策定の体系というところに記載をしておりますように、この次世代法に基づき盛り込まれている項目の内容について、新たな県計画にはどの施策に記述するかをお示しをしております。ごらんのように、全ての項目を、この県計画、新たにつくる計画の中に項目を網羅するようにしておるところでございます。

以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

資料3-3ですね、大きな紙ですけども、ここに行動計画のほうの見直し案がどういう形で見直されているのか、項目ではございますけれども、それが記されております。そして、この県計画という、今度は支援計画にかかわるものですが、それぞれ行動計画と支援計画との関連性というものが具体的に項目ではありますけれども、示されております。それに基づいて、こちらの支援計画、一番右端ですね、ここに行動計画の内容が盛り込まれているという、そういう考え方でございます。

この点について、何か御質問ございましたらば、お願いしたいと思います。大体このように整理をさせていただいておりますので、この整理に従って議論を進めていくということで御承知いただければと思います。

時間的なものもございますもので、早速、内容に入ってまいりたいと思います。具体的には、資料3-3の一番右端にございます支援計画を具体的に一つ一つ内容として、事務局も含めて施策の方向性を出させていただいたものが、資料4に相当してまいります。この資料4を本日はしっかりと議論していきたいというように思います。

1つ基本施策7と基本施策8につきましては、これは基本施策7は子どもを守り育てる仕組みづくりです。4点ほどございます。それから基本施策8、特に支援が必要な子どもや家庭への対応、2点ございますけれども、この2つにつきましては親会、12月に開催を予定しております親会で議論をさせていただきたいというように思います。親会は、今度は私どものこの本会も合同の会議という形で開催いたしますので、この2つにつきましては、そちらのほうで議論させていただきたいと思います。

きょうは、この基本施策1から6、7、8を飛ばしまして、9、10ですけども、これについて皆さんの御意見をいただこうと思っております。なお、時間を少々かけてやっていきたいというように思っております、1つの施策について大体10分ぐらい説明も

含めてなんですが、皆さんの意見交換10分ぐらいは予定したいと思っておりますものでして、これから考えますと、10分というとは80分になりまして、4時にうまくいけば終了できるという、そういう気持ちでおりますが、できる限りそうした形で進めてまいりたいと思います。休憩は入れませんものでして、トイレ等御休憩は各自で必要なときにやっていただくということでもまいりたいと思います。

なお、加川先生は3時ごろで退席ということですので、加川先生からは初めに全体にわたってちょっと質疑といいたいでしょうか、御意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。その後、各施策について再度議論を深めていきたいというように思っています。

どなたか委員の方で、先にどうしても発言したいという方、もしいらっしゃいましたらば、また申し述べていただければと思います。

それでは、説明が最初にあったほうがいいのかと思います。いかがですか、加川先生。説明を聞かれてからにされますか。

○加川委員 そうですね。

○高橋部会長 説明は基本施策ごとに説明をいただきたいというように思いますので、じゃあ、そういうことで進めさせていただきます。

それではまず、資料4の1ページ目です。基本施策、県民運動の醸成と地域における子育て支援の輪の拡大というところからお願いいたします。

○朝倉企画員 それでは、資料4の説明をさせていただきますけども、資料4の説明に入る前に、参考1という資料をつけておりますので、参考1を見てください。この参考1というのが、これまで子ども・子育て会議で議論いただいた新しい島根県子ども・子育て支援事業支援計画の記載事項をまとめたものとなっています。この参考1の8ページのところに施策体系図があります。先ほどの資料3-3でもあったように、今回策定する計画は4本の基本理念、その基本理念の下に10の基本施策があり、さらにその下に各施策があるという構造になっています。

計画には9ページの一番上の行、(4)施策の具体的な内容というところで、この施策体系図の一番下にぶら下がっている各施策ごとに目的、現状と課題、方向性を書き込んでいくこととしています。この施策の具体的な内容の詳細を示したものが資料4となっています。これから施策ごとに説明していきますので、この参考1の8ページと資料4を横に並べながら見ていただければ、計画のどの部分の記載になっているのかということがおわ

かりいただけるのではないかなと思います。

それでは、資料4の説明に入らせていただきます。まず資料4、1ページですけども、この資料の構造として、一番上のところ、黒四角のところの基本理念、その下に丸印で基本施策があり、その下の表、左側から施策、それから右に行っていただいて施策の目的、現状と課題、施策の方向性を記載しています。この現状と課題の欄には、子ども・子育て会議や部会でいただいた御意見、事務局が把握しているものを記載し、そして、その現状と課題を踏まえて一番右の施策の方向性を記載しているということになっています。

まず、この現状と課題について、現状や課題の認識が少し違うんじゃないかとか、こういった課題が抜けているんじゃないかといった部分について、御意見をいただければと考えています。この現状と課題の部分が整理されますと、それを踏まえた施策の方向性というのがおのずと見えてくのではないかと考えています。したがって、現状と課題に対して意見をいただいて、この部分に修正を加えると、施策の方向性についても必要に応じて修正が加わっていくことになるのではないかと考えております。

それから、この資料を全部読み上げていくと非常に時間がかかります。委員の皆様は御意見いただく時間も必要ですので、ポイントだけ御紹介というような形で説明をさせていただこうと思っております。

それではまず、基本施策1、県民運動の醸成と地域における子育て支援の輪の拡大ということで、下の表、施策①県民機運の醸成というところです。

まず、現状と課題の欄ですけども、2つ目の丸にありますように、県が行った少子化に関する意識調査から、子育てに対する負担感や不安感が増大しているということ、それから4つ目の丸にありますように、子育ては保護者が第一義的な責任を持つものではあるが、学校、地域、企業、行政といった社会のあらゆる分野の構成員が協働し、それぞれの役割を果たしていく必要があるということ、このような現状と課題を踏まえて、施策の方向性としては、広報・啓発活動の実施や、企業や民間団体の取り組みの全県展開を図ることとしてはどうかという形で、取りまとめております。

それから、施策②地域における子育て・子育ての輪の拡大というところですけども、現状と課題としては、2つ目の丸にあるように、NPO等の民間団体と連携を図りながら取り組みを進めていく必要があるということ、それから4つ目の丸にあるように、豊かな経験と知識を持つ高齢者を積極的に生かす取り組みを進めていく必要があるということ、このような現状と課題を踏まえて、施策の方向性として、1つ目の丸にありますように、N

POのネットワークづくりや活動基盤強化に向けた取り組みを支援したり、3つ目の丸にあるように、高齢者の子育て支援への参画を進めていくことで、地域の子育て支援活動の促進を図ることとしてはどうかという形で、まとめさせていただいております。

施策1については以上です。

○高橋部会長 施策の内容ということになるんですけども、これは今ここで議論をしていただくわけですが、この方向性が内容になってくるというように理解すればよろしいのでしょうか。ここでは方向性とされているんですけども、基本的にはこの方向性というのが施策の内容ということになるという、そういう理解でよろしいんですね。

それでは、そういう理解で議論を進めたいと思います。どうぞ、どなたでも結構ですので、この現状と課題のところにも、もう少しこういった課題もあるんじゃないかという意見でも結構でございます。どうぞ御意見をいただけましたらと思いますが、よろしく願います。

では、加川先生からお願いいたします。

○加川委員 済みません、加川です。私が1点、少し気づいたというか、申し上げたいのは、②のところですね、地域における子育て・子育ての部分です。高齢者の方が子育て支援に非常にこれからかかわることが重要だということは、本当にそのとおりだなというふうに思いました。私も老人クラブの役員をしたり、あとは県社協なんかにもよくかかわるのでですけども、例えば県の社会福祉協議会であれば、高齢者大学というようなものもして実施しています。大学という形で学びを終えて、ただ実際、その後、地域に活動したいのだけど、その場がなかなかないということを最近よく伺います。そういう意味では、本当にたくさん活動したいという方がおられると思いますので、そのあたりのマッチングがうまくできるような仕組みというのがあればいいかなというふうに思います。老人クラブの皆さんも同様かなというふうに思います。予算等々の関係も、県と老人クラブであれば非常に強いものもありますし、そのあたりの連携がうまくいくといいなということを思いました。以上です。

○高橋部会長 どうぞ、原委員さん。

○原委員 高齢者の方ですけど、ファミリーサポートセンターってほとんどの市町村にあります、多分あるんだと思うのですが、あれは、個人のお宅にお子さんをセンターに依頼すると預かっていただけるというシステムなんですけど、把握してないので私もわからないのですが、現実にも高齢者というか男性の方もいるんじゃないかと思うんです。他県

なんかだと、例えば学校からその方がお迎えに行って、その方が何か習い事のところに連れて行って、そこにお母様が迎えに行かれるとかというのもあるみたいなんですけど、何かイメージとしてファミリーサポートセンターというのは、御家庭でお子様を預かってくださる女性のイメージが強過ぎるので、何かその辺をもう少し変えていただけると、そういう男性の参加ももっと広がるんじゃないかなというのが、最近考えています。

○高橋部会長 いかがですか。ファミリーサポートセンターは高齢者ということと、障がい者、子どもということ、どちらが主かということとやっぱり子どものほうが主になってくると思いますけれども、子どもや家庭をどう支えていくのかということになるわけなんですけど、その人材として、ぜひそうした男性の方とか高齢者の方等を具体的に対応していけるような、そういったような考え方ということだろうと思いますけれども。

どうぞ、皆さん、御意見いただけたらと、どうぞ、よろしく願いいたします。

松浦委員さんですね。

○松浦委員 しまね縁結びはぴこ会の松浦と申します。私は東京で孫たちの保育所とか幼稚園とか小学校とかにもかかわっているんですけど、東京の場合は高齢の方々が運動会に来て、テーブル持ちだとかをしておられます。それで、地域の方が皆さん手伝ってらっしゃるんですけど、島根の場合は、何かあんまり出て行かれない方が多いんですけど、ぜひ高齢の方々は、運動会はすごく子どもたちが生き生きとしているので、そういう場があるというよりも、もっと何か参加できるように、各公民館でもここで幼稚園とか保育所とか運動会があるんだけど、テーブル持ちで参加していただく。そういうことに何か参加されませんかというような声をかけられたらいいのになって、私も何か所も東京で、いろんな小学校とか幼稚園、保育所もみんな行ったんですけど、近所のおじいちゃま、おばあちゃまとかサポート、殺人事件とかいろんなことがあったので、見回り隊とかそういう方々もみんなが手伝ってらっしゃって、島根ももうちょっとそういうふうになればいいなってすごく思いました。

○高橋部会長 どうぞ、それじゃお願いいたします。

○押越委員 高齢者の方は、結構元気な高齢者の方はグラウンドゴルフとかいろいろ活動していらっしゃる姿はよく見るんですけども、こういった子育て支援のほうに、やはり気持ち向いてないというか、それはやはりコーディネーターされる方がいらっしゃらないとなかなか現状では難しいかなというふうには感じています。だから、どこかが、そういった老人クラブとか高齢者のクラブであるとか、そういったところをやっぱりコーディネー

トされる方が必要じゃないかなというふうには感じてはいますけど。

○高橋部会長 この項目だけではないかと思えますけれども、さまざまな御意見もあるかと思えます。ぜひそのあたりもあわせて出してください。

では、お願いいたします。

○伊藤委員 済みません、さっき、まだ後のほうで地域の子育ての安全というようなところで出てくるかと思えますけれども、先ほどの高齢者の方が松江市では地域安全推進委員会というのがございまして、子どもたちの登下校の見守り活動とか、青色パトロール活動というので、青色の回転灯をつけまして、公民館車に、それで下校時間に見回り活動とかしておりまして、学校によっては通学路ですと100メートルとか50メートル間隔で、高齢者の方が同じジャンパー、同じ帽子で見守り活動、朝もしていらっしゃるところが多くございます。

そういったようなことで、それぞれのところでいろいろなさっているところもあるし、そうでない地域もあるということで、先ほどもおっしゃいましたけれども、この地域の子育て支援機能の再構築を図るところで、やっぱり全てのそういったような地域のコーディネーターが必要かなというふうに私も思っております。どこかがやるだろうではなくて、どこかでちゃんとコーディネートする方があって、やっぱり地域全体で子育ての支援をしていくという、そういうものを地域ごとにきちんと話し合って、みんながそこで情報を共有しながらやっていくという、それぞれの機関ではみんなが一生懸命やっていたと思っていますのですけれども、やっぱり1つにして、そういうコーディネーターがいらっしゃって、そこからみんなが一緒にじゃなくて、それぞれの分野でやっていただくということも必要かなというふうに思いました。

○高橋部会長 このような形で結構ですので、高齢者の方の活用ということで、非常に今、話題が盛り上がりましたが、こういったような形で結構ですので、御意見をいただけましたらと思います。

それでは、次の2の施策のほうに移りたいと思います。なお、きょう発言できなかったけれども、自分、あと帰って考えてみると、こんなことはどうだろうかということもあろうかと思えます。お手元のほうに意見を出していただくための用紙を配っておりますので、ぜひともまた、加えて出していただきましたらと思っております。

それでは、2のほうに移らせていただきます。よろしく申し上げます。

○朝倉企画員 それでは、資料4の2ページのほうへ進みたいと思います。

資料4-2、基本施策2、子育てに関する多様な支援の充実ということで、まず施策①親子の交流の場や相談の場の充実という部分です。現状と課題として、2つ目の丸にありますように、親子同士の交流の場づくりを進める必要があるということ、それから、3つ目の丸にありますように、子育て家庭が身近に利用できる相談窓口などの情報提供を行っていく必要があるということ、このような現状と課題を踏まえて、施策の方向性としては1つ目の丸にありますように、交流や仲間づくりができる場の設置の促進や、2つ目の丸にありますように、相談、情報提供が受けられる体制の整備を進めていくこととしてはどうかということ。

続きまして、施策②子どもの安心な預かり支援。現状と課題として、1つ目の丸にありますように、待機児童を解消するために保育所等の受け入れ児童数の適正化を図る必要があるということ、それからあわせて、2つ目の丸にありますように、子どもの数が減少している中山間地域での子育てを支援していく必要があるということ、それから3つ目、4つ目の丸にありますように、幼稚園教諭、保育士の確保を行うとともに、資質の向上を図っていく必要があるということ、それから6つ目、7つ目の丸のところですけども、放課後児童クラブについても受け入れ児童数の適正化を図るとともに、指導に従事する者の資質の向上を図る必要があるということ、このような現状と課題を踏まえて、施策の方向性としては、1つ目の丸にありますように、認定こども園、保育所、放課後児童クラブなどの受け入れ児童数の適正化を図るとともに、2つ目の丸にありますように、中山間地域の子育て拠点の支援もあわせて行うということ。また3つ目、4つ目の丸にありますように、人材の確保、それから資質の向上に取り組むこととしてはどうかという形で取りまとめております。

続きまして、3ページのほうに進んでいただきますと、③の施策、経済的負担への対応ということで、現状と課題として、1つ目の丸、少子化に対する意識調査から理想の子どもの数と実際に予定している子どもの数に差が生じている理由の第1位は、子育てにお金がかかるということになっている。2つ目の丸のところ、行政に期待する施策では、子育てに伴う経済的負担を軽くするが最も高くなっているということ、このような現状と課題を踏まえて、施策の方向性としては1つ目の丸にありますように、保育料の軽減、乳幼児医療費の負担軽減、3つ目の丸にありますように、奨学金の貸し付け等による経済的負担の軽減を図ることとしてはどうかという形で取りまとめております。以上です。

○高橋部会長 非常に広い範囲の事柄でございますけれども、どうぞ、どなたからでも結

構です。

加川先生、先に口火を切っていただけましたら。

○加川委員 済みません、御指名いただいたので、先に失礼いたします。

2 ページ目の1つ目で、相談の場ということが出てきましたので、申し述べさせていただけます。先ほどコーディネーターということもありました。非常に子育て支援については、私も相談とかコーディネーターをする役割の人材育成とか配置が必要じゃないかなというふうに思っています。現状といっても、例えば市町村の相談窓口なんかもそうだと思いますけれども、実際は保育士さんであるとか看護師さんが対応をしておられるというところかなというふうに思います。ただ、やはり本来は社会福祉の専門職を子育て支援にも配置していくことというのは必要じゃないかなと思っています。これは、済みません、前回の計画のときにも少し申し述べたところでもあります。やはり、具体的には社会福祉士なんかを例えば配置できたりするということがあったりとか、そこまで明確にそういった人を採用してくださいとか、そこまでは言えないというふうなところもあると思います。そうであれば、そういった相談とかコーディネーターとして専門職を活用していくとか、そういった方向性だけでも少し出していただけるといいかなというふうに思います。これは人のことでもありますしお金のこともあるので明確に書きづらい部分もあるとは思いますが、やはり専門家が社会的な子育ての支援をしていくんだというふうなことをうたっていただけるといいかなというふうに思います。国のほうからもいろいろ施策があると思いますので、その際に、例えば相談事業の新たな拠点を設けるとかというような事業がこれからも出てくる可能性もありますので、そういったときに、じゃあ、専門的な人材というのをどう置いたらいいかなというふうに、後々考えるというふうなところで結びつける可能性も出てくると思いますので、そのあたりで専門職の活用なんかを入れていただければなというふうに思います。以上です。

○高橋部会長 どうぞ、皆さん、御意見、どうぞ、お願いいたします。

○竹田委員 施策の1のほうにもかかわるかなと思いつつも、2ページの右、施策の方向性の身近なところで相談・指導・情報提供が受けられる体制を充実というところで、今、加川先生がおっしゃられた専門職の配置というのがとても大事だと思います。ただ、私の母体はおやこ劇場松江センターというNPO法人なんですけれども、現場のところで友達がいないとか、引っ越してきたけれども全然知り合いがいない中で子育てをしているんですなんていう人がふらっと入ってこられたり、そういう人が行く場所ない

ですかねっていうようなところもよくありまして、私たちのような市民活動として子育て支援をやっているところに、最初にファーストコンタクトがそこっていう人も結構おられます。そういう私たちが、福祉の専門職の方に困り事がある場合にはつなぐとか、私たちが仲よくなれるならば仲よくなる、交流するというようなことも必要かなと常々感じております。

同じ世代のお母さんたちをつなぐというような事業は松江市にもあったりするんですけども、第1子が同じ年の親をつなぐような事業はあったりするんですけど、ちょっと先輩のお母さんたちによる、すごく先輩だと時代の大変さを知らない、私たちのころはこうだったばかり言われても困るというようなことも実際には起こっていますので、今の子育て中のお父さん、お母さんたちの苦しさも理解できる同世代とか近い世代の方たちとつなぐとか、そういう方たちが交流できるというようなところもすごく大事だと思っています。なので、まずは子育て支援のサービスの受け手だった父たち、母たちが、そういう交流とか市民活動の中で成長して、いつか支援者側になる、ちょっと支援者になる、専門までいかないところで周りを見られるようになる、助言ができるようになる、手助けができるようになるという人材、小さい人材育成も盛り込んでいただけたらと思います。以上です。

○高橋部会長 はい、どうぞ、松浦委員さん。

○松浦委員 島根はぴこ会の松浦です。済みません、私は松江市の生涯学習課のファシリテーターを行っているんです。前の資料の1-5の親子で参画できるプログラムのファシリテーターっていうのはどういうプログラムでやっていらっしゃるかちょっとわからないのですが、私たちの場合は各小学校・中学校とか幼稚園とかの保護者会で、保護者の方が集まられたときにファシリテーターとして、今スマホがこういう影響を与えていますよというような内容で、皆さんでお話をしていただいたりするんです。

それから津田小学校はすごく毎年大きなのをやってくださって、子どもたちの入学前の保護者説明会がありますよね、あのとき必ず保護者は出てこなきゃいろんな道具がもらえませんかよね、それを狙ってほぼ全員の親御さんが参加されるんですけど、そういうときにそういうファシリテーターと、いろんなプログラムがあるんですけどやっていただいて、コミュニケーションをどうしたらとれるかとか、そういう形でやっていくんです。そして、中国から来てらっしゃる方も初めてそういうのを出られて、自分は言葉がわからないんだけど漢字は読めるということで皆さんと交流ができて、何か安心して小学校へ入れ

られるわとか、東京から引っ越して来て友達とかいなかったんだけど、ファシリテーターのそのプログラムに参加されて、何かとても島根から帰りたいなと思ったんだけど、いろんなお話を聞いて一緒に問題を解決していくプログラムに参加して何か少しゆっくりとして子どもを育てられるわということがあったんです。県としてもこのプログラムをなさっているんだったら、松江市が実施している親学ファシリテーターは県の教育委員会から始まったものであり、市町村にはみんな親学ファシリテーターがおりますので、今本当に困っている親御さん、皆さん核家族なのでおじいちゃま、おばあちゃまに相談できないとかそういう親御さんがたくさんいらっしゃって、本当に女優のようなお母様がたくさんいらっしゃったりとか、でもどうして子どもを育てていいかわからない方がいらっしゃるんですけど就学前の子どもさんのときに集まれて、ああ、何とかちゃんのお母さんって、ああ、この方だったのねとか、そういうのがちょっとわかって少し楽に子どもたちと交流していけるかなということもあったので、ぜひ、県のこのファシリテーターの分と合体してでも、何かもうちょっと親と子どもとが一緒に育っていったらいいなって思います。

○高橋部会長 はい、それでは、お願いいたします。

○押越委員 先ほど親学ファシリテーターのことをおっしゃいましたけれども、実は私も親学ファシリテーターをしております。これは島根県の教育委員会社会教育課の東部、西部社会教育研修センター、ここで親学プログラムの1と2を開発されまして、今2のプログラムがいじめと虐待についてというテーマでプログラムを考えられまして、これがもう日本では唯一これだけというふうな非常に貴重なプログラムをつくられまして、1と2と合わせたものをこの親学ファシリテーターの私たちが、保育園とかそれから乳幼児を持っておられる保護者さんとか小学校・中学校の保護者さんに対して行っているんですけども、これは今年の会議でも私はちょっとこれに触れさせていただいて、親子の交流というふうになっておりますけれども親同士のこういった精神的な支えというかつながりといいますか、こういったことも非常に私は大事だと思いますので、この親学プログラムを使って親同士が交流とそれから学びですね、これを行うわけです。ここでやはり保護者さんたちはそこで安心感と、それからそこでいろんなことを気づいて帰られます。というのは保護者同士さんがいろいろ話し合うことによって、いやあ、私は今、こんなことでちょっとしんどい思いをしているんですよとか、そういうことをやはりワークショップをするそのグループの中で話し合ってもらって、ああ、私も一緒だわとかそういうふうな思いを共有するという、そういった非常にすごくやっぱり大切な場なんです。

それで親子の交流も大事ですけれども子どもさんを抜きにした、子どもさんは託児をしてもらって、それから親同士さんが1時間か1時間半ぐらいな時間でそういった話し合いをしてもらって、そこでやっぱり気づきと学びがやはりあるということで。これ親子の交流も大事ですけれども、やっぱり親同士のそういった精神的なつながりといいますか、そういったものも非常に私は大事だと思っておりますので、せっかくこれは県の教育委員会が親学ファシリテーターを初めに養成されたんです。今、市町村のほうにおりてきておりますけれども、大田市のほうでは市がすごく頑張って親学ファシリテーターの人数も少しふやして内容も充実させていく方向になっておりますけど、そういったところもここに入ってくればいいなという思いは持っております。昨年の会議でもこれはちょっと触れさせていただいたんですけれども、以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。続いて中山委員、お願いします。

○中山委員 ちょっと具体的なところで、2ページのとこなんですけども、待機児童対策のための受け入れ児童数の適正化っていう表現が出てるわけですが、適正化とは意図とするものはどういうことなのかっていうのがちょっと見えません。何を思って適正化ということで我々ちょっと危惧するのは、今の我々が抱えている定員数を見直さないというこういう表現につながるものなので、待機児童を解消するんであれば受け入れ児童数の増を図ると、こういうことの表現だと、あえて適正かという表現を使われているのはどういうことを意図しておられるかということです。

それから、②の中段の上から3行目のところで、丸の3番目、4番目のとこなんですけども、幼稚園教諭とか保育士等の研修ということで、この等が何を指しているのかということでもあります。それで、従事する者の資質の向上なんですけど、資質の向上も結構なんですけど、これ専門性も高めていただかなきゃならないということ。それから、この等の中に子どもがちょっと懸念するのは、子育て支援員などが入ってくる可能性があるのかということ。

それから、施策の方向性の右側のところで、これも②のとこの上から3番目のとこなんですけども、今恐らくこれ県社協のほうに出しておられると思うんです。就職相談会だとか潜在保育士の就職支援等のところで、実際問題として潜在保育士の掘り起こしっていうのはかなり苦戦していると。ですから一遍家庭に入られたりとか現場を離れた方が、何年かしてまた現場に復帰するっていうのはかなりのエネルギーが必要だということで苦戦しておられるということです。それで、就職相談会の開催というのは新卒者にとってみると非

常に情報提供の場になっているということで、私も体験しておりますけれども、実際、新卒者からは歓迎されているということで、むしろそっちのほうが実効性が高いということを実感しております。

それから3ページ目、施策の方向性ということで児童手当の給付とか、保育料の軽減だとか、乳児医療等の自己負担軽減、あるいは無料化ということなんでしょうけどもこれかなり、それから高校生の奨学金もそうなんですが財源が伴う話で、ここにこういうのをぼっと出して、前段の部分は実はこれは事業主体は市町村だから市町村のほうで何とかせいと、こういう話になってしまうとちょっと他人事のような施策になってしまうのかなということで、その辺の兼ね合いがどうなのかなということがちょっと心配をいたしております。以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

特に経済的負担への対応については、基本的には国の動向というのがやはりベースになってくると思うんです。こういったものを十分勘案をして、もし、県でできること市町村でできることが加えてあれば考えていくというような、そういった基本的なスタンスを持っていないと先ほどのような疑問ということになりますので、このあたりの表現については、ぜひ、よく御検討いただきたいと思います。

それでは、ほかの点について。はい、どうぞ。

○伊藤委員 済みません。

○高橋部会長 はい、どうぞ。

○伊藤委員 先ほどの中山委員さんのことに関連しますけれども、この子育て支援というのはハード面とソフト面とあるんですけれども、この2ページの方向性のところの一番下に中山間地域等における子育て支援の充実を図るとございますが、中山間地域っていうと子どもの減少、それから幼稚園とか保育所がもう存続できなくて統合していくというような現実がございますけれども、これはやっぱり定住対策とか、それから例えば保育所とか幼稚園の統合にかかるスクールバスを出すとか、そういったような支援という意味がございませうでしょうか。ちょっとハードなところで大きなお金が動くような支援というふうに見ると思えるんですが、そのところはどうなのかなと思いつつ見させていただいております。

○高橋部会長 今、御意見としてそれぞれの委員の方々に出していただいているんですが、もし、この段階で事務局として答えられることございましたらばお願いしたいと思うんで

すが。

○渡邊調整監 わかりました。中山委員のほうから出ました適正化を図る必要があるというところでございます。

御承知のように保育所っていうのは弾力運用をしている部分がございます。4月1日には待機児童はないんですけども、年度後半になるに従って育児休暇明け等で子どもさんの預かり希望がどんどんふえていくので、その定員を超えて預かることができることになっていきます。国のほうの指導としては、その定員超え120%になったとき、それが何年も続くようであれば定員を見直す必要があるんじゃないでしょうかということが言われております。そういったことも少し必要ではないかという意味合いで適正化という表現を使用しています。

それから、ここの幼稚園教諭、保育士等の研修の充実、等の中にはこれは放課後児童クラブの指導員であったり、そういった方たちも広く含めているということで等ということになっております。中山委員さん御懸念の子育て支援員という制度を国が導入しようとしております。先ほどの次世代の計画で、子育て支援に育児経験豊かな主婦等を活用するとありますが、それは子育て支援員を意図したものだと思っておりますけれども、それを導入することについては慎重に対応する必要があるという御意見を頂戴しております。そういった方たちも含めるような形で、国がこういったものをやりますよとなったときにその人材の育成というものは、市町村単位では難しいので県がやりなさいということになると思われますので、そういったものも含めた幅広い意味での子育て支援をする人たちの研修ということから、等という表現を使用させていただいています。

それから、専門性の向上の必要、これはおっしゃるとおり重要なことでありまして、その資質の向上の中にも含めていく必要があると思っております。

それからあと、中山間地域の支援でございます。おっしゃるようにこの表現ですと、何ら具体性が見えてこないというようなこともございます。そこら辺については、この下に主な事業ということで事業を明示するとわかりがよいのかなとは思っております。具体的には20名以下の保育所に対しては、それが支援できるように県としても県単独の補助を行っておりますし、今はまだそういった事業が見えませんが、これは年があけて計画を決定する際には主な事業を幾つか明示してわかるようにしていきたいと思っております。

○高橋部会長 やはりこの適正化という言葉については、もう少し御検討をいただきたいと思っております。国としてはこういう言い方を出される場合もありますが、それぞれの受けと

める立場としましてやはりかなり違った見解というものもございますので、適正化ということについては御検討をいただきたいと思います。

○中山委員 いわゆる弾力化の問題は、誰も十分承知しているので、今もう2年以上120%を超えてやるところはないんです。ぎりぎりで抑えてしまいますので、それによってこういうことによって適正化しなさいということにはならない。ただ、別に基準は前回も言われたように、ある日突然下げたてしまうと下がってしまうということがありまして、特に作業を進めておられる新制度によります、いわゆるみなし確認の段階でちょっと私どもが危惧しているのは、4月1日現在の過去3年間の入所率を出せというのが出てきているんです。それで110%でも100%でも書く。あれをまた100%を3年間超えているってということになるとまたそこを指摘して、もうおたくは4月1日現在に既に100%を3年以上もう超えてるじゃないかということで強制的に定員を見直せと、こういう話がまた出てくるんじゃないかということでみんな危惧しておりまして、そういうことがないよという気持ちを払拭していかないということでこういう適正化のほうが出てくるとそういうことを積極的にまたやるんかいな、じゃあ、今の弾力はやめようかなとこういう話になって、かえって待機児童をふやしてしまうというおそれがあるということで、今変えてもらうのが一つです。

○高橋部会長 あと原田委員さん、あるいは柳楽委員さん、いかがでしょうか。

それでは、柳楽委員さん、お願いいたします。

原田委員さん、ぜひ、お願いいたします。

○原田委員 はい。

○柳楽委員 とっても初歩な発言になると思いますけれど、①の現状課題の3つ目の丸のところで、特に在宅で子育てをしている家族においてはっていうところがあるんですけど、在宅で子育てをしている方っていうのもたくさんおられると思うんですが、今、共稼ぎで働いているお父さん、お母さんたくさんおられて、そういった方々が相談に行くってことがなかなかできないってことがあるのかなと思って、広報とかでちょっと相談の窓口なんかを見ますと、やはり平日がほとんどになっていて、やっぱり土日じゃないと相談に行かれないっていう、子どものことですのでい心配があってもなかなか窓口がないっていうところもあって、やっぱり共稼ぎの家庭が多いってところを踏まえて、そういった窓口を開いていただければありがたいなと思います。

○高橋部会長 原田委員さん。

○原田委員 私は後のほうで。

○高橋部会長 よろしいですか。

では、基本施策3のほうに移りたいと思います。よろしく願いいたします。

○朝倉企画員 それでは、資料の4ページのところになります。基本施策3、結婚対策の充実というところですが、まず施策①、出会いの場づくりとマッチング支援の強化。現状と課題としては2つ目の丸のところにありますように、少子化に関する意識調査から未婚、晩婚化の背景には結婚や家庭、子育てに対する負担感や関心の低さが上げられることから、適切な啓発、情報提供が求められるということ。3つ目の丸のところにありますように、独身男女の出会いの場が減少していることから、出会いの場や情報提供などの取り組みを促進する必要があるということ。このような現状と課題を踏まえて施策の方向性として、1つ目の丸にありますように、結婚、妊娠、出産、子育てなどに関する理解、関心を高めるための啓発の推進や、2つ目の丸にあるように、行政、ボランティア、企業等での取り組みを進めるための啓発を推進することとしてはどうかという形で取りまとめております。

続きまして、施策②、結婚に対する機運の醸成。現状と課題として、1つ目の丸にありますように、独身でいる理由として、適当な相手とめぐり合わないという回答が高い割合となっており出会いの場が不足しているということ。2つ目の丸として、行政に期待する施策として、出会いの場の設定が2番目に高い回答となっているということ。このような現状と課題を踏まえて施策の方向性としては、出会いの場の創出を推進する、また、結婚情報や出会いイベント情報の提供、ボランティア等による結婚相談、紹介等を推進することとしてはどうかということを考えております。以上です。

○高橋部会長 いかがでしょうか。松浦委員さんから口火を切っていただければと思いますが。

松浦委員さん、お願いいたします。

○松浦委員 済みません、はびこ会の松浦です。出会いの場づくりとマッチング支援の強化って、室長、何か強化を考えてらっしゃるんでしょうか。まず、それを聞いてからお話をと思っております。

○河原室長 済みません、ちょっと冒頭に、うちのほうが施策の題目と施策の方向性以降が入れかわってしまっていて、上のところが結婚機運の醸成、下のところが出会いとマッチングづくりです。

今、松浦さんのほうから強化を考えておられるということだということですけど、この

1、2に限らず結婚対策全般はうちとしてはやはり強化をしたいというふうに思っておりまして、まず一つ、機運醸成のところも今までいろいろやってきましたが余り機運醸成してきませんでした。今結婚問題っていろいろありますけど、特に若い10代、20代のときになかなか結婚の意識というのはまだまだないということもあって、結婚すれば家族から子育てということに対して、少し早い時期からいろいろと勉強していただくということも必要ですし、あとは、結婚対策はやはり社会全般で支えるということになると、地域のコミュニティー、それから企業、冒頭でも申しました企業の皆さんを含めて、結婚問題に関心をしていただいて、若い方々を支援していただくという機運醸成が必要ですので、ここはまず強化することとしております。

それから、マッチング、出会いということですが、やはり出会いの場も圧倒的に不足していますので、これは市町村さんを中心に、民間さんも含めてとにかくいろんな出会いの場をつくる必要があると思います。ここも来年度以降、市町村から企業の皆さん、コミュニティーの皆さんと連携して若い方々にも出会いの場の提供を地域全体で進めていきたいし、はぴこさんが中心になられますけれども、そういうマッチング機能も必要だということで、結婚対策は全般的に取り組みを少し強化していく必要があるかなということでこういう記載をしております。

○高橋部会長 どうぞ、松浦委員。

○松浦委員 いろいろ考えてくださってありがとうございます。

今、若い方がっておっしゃいますが、今年度からは非常に若い20代の、特に女性がしっかりと出てきて結婚したいっておっしゃる方がふえております。それで、40代以上の男性がまたたくさん出てこられるようになっております。今、出会いの場が少ないということですが、本日会議に参加されている皆さんにご紹介しますけど、恋みくじというのが県にございましていろんなイベントがあるんです。それはこういうのがメールで配信されるんですけど、ぜひ、こういうのがあるっていうのを知っていただいて、特に会社の方、こういうのがあるから出てみないとか、各委員さん、若い人たちに会われたら、こういうのがあるから出てみないと言ってくださるだけでもいいかと思いま。ただ、イベントが本当にたくさんあるんですが、そのたびに3,500円とか5,000円とか、高いところは1万円とか払って行かなくちゃいけなくってイベント貧乏みたいな男の子たちがちょっとふえてきております。

皆さん結婚に関心がないって若い方おっしゃるのですが、よくお話を聞いてみると誰

も結婚したいそうです。親が言うからきょうは来ましたということをよくおっしゃるんですけど、男性の中には自分は正規職員じゃなくてパート職員なので、収入が少ししかないので本当は結婚には難しいかもしれないけど、でも、出会って一緒に努力して結婚したいっていう方が来られます。

ところがきのう、ちょうど結婚相談日、毎月第3日曜日にホテル宍道湖で行っておりますけれど、33歳の女性だったと思うんです。東方神起って御存じですか。（「うん」と呼ぶ者あり）ああ、御存じですか。東方神起のような人と結婚をしたいというふうに来られてまして、180センチ以上のKポップの最高の子どもたち2人組の男の子ですから、そういう子の顔、そういう方は来られんとは言えませんが、そうですかと一応お聞きしましたけれど、若い女性も、30代、36歳ぐらいの女性もこんなにきれいに私は努力していますので、年下でもいいですので男性を、きれいな方をよろしくお願ひしますというのが最近よくあるパターンです。

いろんなイベントがありますけれど、今は男の子が全然しゃべらなくて女の子がよくしゃべるような状態です。男の子に自信がない子が非常に多くて、ぜひ男の子を育てるように皆さんやってほしいなと思っているんです。今、UN-PAKUで、見えるかどうかちょっと小さくて申しわけないんですけど、今度、11月の24日は米子のコンベンションホール、それから11月30日にはテルサでUN-PAKUという、松江市、それからJA、それから松江はぴこ会、それから今回は米子、松江、島根、鳥取と両県でこういうイベントも行います。男性100人、女性100人で200人以上の参加者がございます。そういうようなのを年1回やっておりまして、いろんなイベントをやっておりますがやっぱり参加するのは、もうこれ五、六年やっていますけど、1回目から5回目まで全部同じ子が来てたりとか、一人の方にお見合いも10人紹介するんですけど全部だめっておっしゃるんです。東方神起のような方はいないかもしれませんが、こういう機関がございしますので、ぜひ皆さんには相談にだけでもいいので、ぜひ行ってみたらということでも言ってほしいなと思うのと、県から発信しています恋みくじ、後でチラシがございしますので、ぜひ登録していただいて情報を委員の方も知っていただくといいなって思います。

○高橋部会長 どうでしょう。

原委員さん。

○原委員 はぴこの活動を私も、こういう県の会に出ているから知っているんですけど、一般の方がはぴこの開催日とかイベントのあることはどこでお知りになるのですか。

○松浦委員 恋みくじっていうのに登録している方へは、毎月県内のどこどこでありますという発信があります。

○原委員 それはメールの登録をしたら来るっていうことですね。

○松浦委員 はい。

○原委員 あんまり私の周りで自分の娘が独身でも婚活する気もないようでわからないんですが、例えばラズダとか、若い人がどっかに行けばあれば無料設置なんですか。

○松浦委員 そうですね、私たちの全部無償です。

○原委員 置いてありますよね、あちこちでよく見るっていうことは、食べ物屋さんのは私も見ますが、ああいう雑誌に例えば、せっかく公的な機関のはぴこがあって民間のところそんな高いお金で行かれるんだったらそういうところに広告を載せたほうが、メール登録、アドレス登録されるにしても、もう少し広く広がらないのかなっていうのを単純に考えたんですけど。

○松浦委員 業者の健康相談とかもありますよね、そういう場で県が無料でやっています。私、本当に無償のボランティアですけど、そういうふうやっていいかどうか、その辺はちょっと室長に聞かないとわかりませんが、多分その辺の兼ね合いもあって、私たち無償のボランティアなので、余りにもやっています、やっていますと前面に出していいかということになるとよくわかりません。

それと、去年DVDを出していただいて、鳥取、島根と、そのときもそれを見てきましたっていうのはもうすごくたくさんなっております、お母様も、お父様もみんな相談に来られるようになりました。ドラマ仕立てで私たちも出演させていただいて放送があったんですけど、県政特番っていうのでことし2回放送していただいたんですけど、その後、本当にたくさんの御相談が、月1回の相談ですけど大体20名くらい来られます。朝10時から12時の間、2時間で20名くらいです。それと去年の10月、出雲大社でフォーチュン婚活というのを全国に向けて発信して200人近い方に来ていただいたんですけど、青森から山口県、大体全国から来ていただいたんです。それから本当に相談が多くて、メールで全国から来ています。実は相談が多くてなかなか裁き切れないという状態です。

○高橋部会長 次、いかがでしょうか。どうぞ御意見がございましたら、はい、どうぞ。

○押越委員 出会いの場づくりについてなんですけれども、これは当人同士、若い男性と女性なんですけれども、ここでやはりなかなかうまくいかないという状況であれば、ここ

は親が出ていく場ではないとは思いますが、親同士のお見合いの場というか保護者同士が自分の子どもの相手を探してというか、そういったことも一つやっぱり考えられるかなと思うんですね。

というのは実は私テレビを見ておまして、ああ、こういうこともあるんだということをちょっと気がついたんですけれども、なかなかお見合いの場に行けない、出会いの場に行けない子どもの親さんが親同士でお見合いをして、それから後は本人同士なんですけれども、ですからここは本人同士だけの場づくりが考えてあるみたいなんです。もう一つ、これはおかしいかなとは思いますが、保護者が出るようなことじゃないとは思いますが、そういったことも一つ考えてみないと、もう島根県は結構大変な状況なんじゃないかなというふうには感じています。特に中山間地域ではもう深刻な問題です。済みません。

○松浦委員 済みません、いいですか。

○高橋部会長 それで言うていただけますか。

○松浦委員 親同士のお見合いは県もなさっておりますし、私どもも何年も前からそれもやってきておまして、済みません、要するにこれは中国式なんです。親同士がやるのは中国から日本に来たみたいな感じなんですけど、親同士でしますと結局本人が出てこなくて、うまくいかない面が多くて、ちょっと手を引きずってもやっぱり本人と合わせてくださいということを言っております。

私どもも平成19年から活動させていただいて、もういろんなイベントを34ぐらいですけれどもやってきました。おかげさまでイベントをすれば大体3組の結婚はあります。出合いを待っている、皆さんが集まってくださって、いつも50人くらい出られます。イベントでのおつき合いは10組ぐらいあるんですけれども、フォローをちゃんとするので一応結婚は成立しておりますけど、お金を取ることを目的の喫茶店とか、そういう業者とか何百万払わせられた方々とかがいらして、何か結婚っていうか、私一生懸命お世話させていただくんですけれどもいろんな業者がちょっとたくさん今入り込んできていて、ちょっと心配だっていう部分を今心配しながらお世話をさせていただいております。

○高橋部会長 それでは、次に進んでよろしいでしょうか。

それでは、基本施策4のところをお願いいたしたいと思います。

○朝倉企画員 それでは、資料の5ページになります。基本施策4、子どもと親の健康の確保というところですが、まず施策①、母子保健の充実というところですが、現状と課題として3つ目の丸にありますように、妊娠や出産、乳幼児の健康のための支援を行い安心し

て子どもを生み育てることができる環境を整備する必要があるということ。4つ目の丸のところですが、食を通じた人間形成、家族関係づくりによる心身の健全育成、いわゆる食育の推進を図る必要があるということ。このような現状と課題を踏まえて施策の方向性としては、1つ目の丸にありますように、乳幼児が心身ともに健やかに成長でき保護者が安心して育児ができる体制の整備を図ることとしてはどうか。また2つ目の丸にありますように、安全、快適な妊娠、出産ができる環境づくりを推進し、子どもや母親の健康確保に努めることとしてはどうかということを考えております。

続きまして、施策②、妊娠・出産等への支援。現状と課題として、1つ目の丸、妊娠、出産する時期を失わないよう知識や情報を広める必要があるということ。それから4つ目、5つ目の丸にあります。不妊治療の経済的負担を軽減するための取り組みを進めるとともに、不妊治療を受けやすい社会環境を整備する取り組みを進める必要があるということ。このような現状と課題を踏まえて施策の方向性としては、2つ目の丸にありますように、妊娠、出産の時期を失わないよう知識や情報を広める取り組みを行う。3つ目の丸にありますように、不妊に悩む夫婦等を対象とした相談を実施し、悩みの解消、自己決定の支援を行う。あわせて4つ目の丸にありますように、不妊治療の経済的負担の軽減を図る取り組みを行うこととしてはどうかということを考えております。

続きまして、施策③、小児医療の充実。現状と課題として、1つ目の丸にありますように、初期救急患者が二次、三次救急医療機関に集中することで診療機能の低下を招いているということ。2つ目の丸にありますように、小児慢性特定疾患病児が治療を受けやすくする必要があるということ。このような現状と課題を踏まえて施策の方向性としては、1つ目の丸にありますように、小児救急に関する研修の実施などにより医療の充実を図ること。また、2つ目の丸にありますように、小児慢性特定疾病にかかわる治療費負担の軽減を図る等の取り組みを実施することとしてはどうかということで、取りまとめております。以上です。

○高橋部会長 では、この件に関しては原委員さん、口火を切っていただけたらと思います。

○原委員 お産に関してはどんどんお産のできる病院が、本当に大きな公的な病院以外にはできないんですけど、少なくとも助産師会では出産は集約化されるかもしれないけれど、健診は毎回大きな病院まで行かなくても、離れたところでなくても自分の地域の助産師に受けられるようにしたいねっていうことで助産師外来の設置のスキルを上げるように

私たちも努力しています。

小児医療のところちょっと気になっているんですが、予防注射が定期接種がこの4月から変更になったので物すごい数の、1歳までという半年までの間に集中的に10何回子どもは注射を打つことになっているんですが、出雲市は内科のお医者さんも予防接種に参加されているんですが、松江市は小児科医がするということになってるので、橋北は小児科が少し少なくてなかなか予約がとれない、適正な時期になかなか打てないというようなことが起こっているっていうふうにも聞いているんです。だから何か予防接種がふえて防げる病気が防げるのは本当にすてきなことなんですけれど、時期がきちんと受けられるように小児科の配置とか打ち方を再検討が必要なのかなというを感じたりすると、もう一つ、今、日赤も市立病院も夜間の救急外来を受診すると5,000円前後だと思うんですが、負担金がありますよね、それで少し受診率が下がったということなんですけれど、お医者さんのサイドからいけば、これで救急外来に来たかというのがあるかもしれないんだけど、保護者サイドからいったら、39度の熱の出た子をこの一晩うちで見るのができるのかって言われたら、やっぱりお金かかっても行かなくちゃねっていうふうに思うと思うんです。

私も実際、孫のときにかかって、ああ、これはやっぱり救急とはいわないから負担金があるんだなというのは実感したのですけれど、そういうのを救急医療じゃなくて、例えば休日だったら医師会以外は松江市だと救急診療やっていますよね、ああいうものがお医者さんの医師会、人の好意っていうか善意に頼っているのではなくて、何かできないのかなっていう気がするんです。そうすると救急外来は本来の救急に集中できるっていうところもあると思うんですが、だからその辺が他の町村の事情がわからないのでなんですけど、松江市においてもそういう休日診療をしていただけたところが、医師会が記念病院の中に交代制でされているのだけではなくて本当に公的なところできちんとしていただくとか、別な場所ですていただけたら本当にうれしいかなと思っています。

○高橋部会長 ほかの委員の方々に、ぜひ、御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○原田委員 質問でもいいですか。

○高橋部会長 はい、どうぞ。

○原田委員 ここで質問するのもなかったんですけど、妊娠・出産等への支援のところでも真ん中の現状と課題で、不妊の約半数は男性に原因があるとわざわざ書いてありますが、

社会は男と女しかいないので別に男性に原因があるとまで書きかえなくても、恐らくこの意図は、一般的に不妊の原因は女性に多いという偏見があるので男性も含めた不妊治療や新しい知識を持ちましょうということだろうと思うんですけど、そういう意味でいくと書き方をもう少し整理されたほうが、男女どちらも考えましょうというふうにされたらいかがかなというふうに思います。意図はそういうことで間違いないですよ。

○高橋部会長 現状を述べてはいただいているんですが、これをどう課題に結びつけていくのかっていうようなあたりのところも、やはり十分考えてこれは記載をしていただければというふうに思います。

○原委員 もう一ついいですか。

○高橋部会長 はい、どうぞ。

○原委員 2つ目の丸なんですけれど、施策のところ、若い男女が妊娠、出産についての知識を得られて、要するに時期を失わずにライフプランに沿ってっていうふうに出てるんですが、これすごく難しくて、中高生の性の学習に行くときには次のあなたたちは命を生み出す人になるので、自分の人生、ライフプランも合わせて考えてそういう妊娠、出産とか、人とともに生きるっていうことを考えましょうねって言うんだけど、何となく一般的には妊娠しないようにしようねっていうふうに聞こえるんです。

じゃあ、高校生が卒業した途端に、今度はあなた、結婚、妊娠についてお考えなさいねっていうのをどこでこの子たちにレクチャーしていくのかなってというのが、何かちょっと難しいなという気が、私たちの範囲を今度は過ぎてしまうので、何かいつも思っています。

○高橋部会長 どうぞ皆さん、御意見いただきたいんですが、いかがでしょうか。ございませんか。

それでは、次に参りたいと思います。ぜひ、また御意見等ございましたら、別紙に書いて提出していただきますようお願いいたします。

それでは、第5です。これは仕事と生活の調和というところでございます。お願いいたします。

○朝倉企画員 では、資料の6ページになります。基本施策5、仕事と生活の調和。まず、施策①ですが、現状と課題として、1つ目の丸にありますように、女性の就業の望ましいあり方については、結婚や出産と関係なく仕事を続けるということが増加しているということ。3つ目の丸にありますように、行政に期待する施策としては安定した雇用の確保、企業への働きかけが高い割合となっているということ。4つ目の丸にありますように、仕

事と子育てを両立するために職場において必要な取り組みとしては、子どもが病気やけがのときのための休暇制度の充実。子育て中のものについて、勤務時間の短縮や勤務時間の変更を柔軟に行うなどが高い割合となっていることから、企業における就業環境の整備を図ることが重要であり、事業主への普及啓発の充実・強化を図る必要があるということ。このような現状と課題を踏まえて施策の方向性としては、1つ目の丸にありますように、仕事と家庭の両立が図られる職場環境づくりを促進し、仕事と生活の調和実現のための取り組みを推進する。あわせて2つ目の丸にありますように、地域産業の振興等により安定した雇用の場の拡大を図ることとしてはどうかということ。

続いて施策の②、働き方の見直し。現状と課題として、2つ目の丸にありますように、男性が家事や育児に十分参画することができないことが女性の子育てに対する負担感を増大させる一因となっているということ。4つ目の丸にありますように、子育てや介護など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方ができる社会が求められているということ。このような現状と課題を踏まえて施策の方向性としては、1つ目の丸にありますように、個々人の生活等に配慮した多様な働き方が選択できる職場環境の改善に向けた労使の自主的取り組み等の普及啓発を推進する。また、2つ目の丸にありますように、仕事優先の意識、固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報啓発活動を進めることとしてはどうかということを取りまとめております。以上です。

○高橋部会長 それでは、この点について御意見いただければと思いますが、原田委員さんから。

○原田委員 2点ありまして、1点は①のところ、一番右の施策の方向性の上から2つ目の丸の地域産業の振興等により安定した雇用の場の拡大を図ると、これ非常に総論的な書き方になっていまして、現状と課題を見ても非正規労働が増大をしていて4割弱が雇用期間の定めのある雇用ということで、さっきの次世代育成のここにもそういった現状に踏まえるという補足があったというふうに思っていますが、実際に結婚して子どもを産み育てるというライフプランが描けない方がふえ続けている状況です。そういう意味でいくと、雇用の量というよりも質の問題だろうと、このように思うわけで、やはりここに地域産業の振興等により安定した雇用の場の拡大を図ると書いてありまして、その下に各事業がぶら下がるというふうに思っていますが、ぜひ、そこに着目をした事業展開をお願いしたいと、このように思っているところがございます。そういう意味では企業への働きかけ、経営者サイド、経営団体等々との協力というのが重要になってこようと、このように思いま

すので、ぜひそこは注力していただきたいと思います。

それから施策の①、②、それぞれが環境整備ということで、実際に今申し上げたような企業、あるいは経営に対する働きかけ等、それから県民の意識啓発、働き方や暮らしぶりの意識改革というのが必要だろうと思いますが、行政の内部でいえば、やはり地方労働局と県の連携というのがあると思っています。いつも思うのですが、関係労働法令の監督、指導権限は地方労働局である島根労働局にあって、同じ方向を向いて仕事はしてるんですが、それぞれ持つる権限が違うということでもありますので、ぜひ、そこんところはさまざまな機会を通じてお願いをしたいとは思いますが、県の中でもこれを商工労働部の雇用政策課の所管だと、こういうことになるわけですが、ぜひ、そこんところは一体的に追伸をお願いをしたいと、このように思っております。以上でございます。

○高橋部会長 では、中山委員さん。

○中山委員 子育てと仕事の両立ということで、松江の例をとってお話をしたいんですけども、松江は4月1日現在では待機児童がいませんでした。ただいま現在、待機児童は100人から上いるということで全部がゼロ歳児です。それでなぜ、待機児童になっているかということなんですけど、保育所に入れなから待機児童なんですけども、職場に復帰できない状態が続いているということで、なぜそういう現象が生じるかということなんですけど、以前は保育所は市のほうから予約枠を必ず設けてほしいということで何人か予約枠を設けなさいと、こういうことで協力もしてきたんですけども、2年前から予約枠がなくなったということで、現に私どものほうも予約枠を持っておりません。4月の段階でいっぱいになるので。例えば、年度末ごろに入りますからって1枠あけといて、それに見合う職員も確保しといて、ずっとあけとくということはある程度経営上おもしろくないということで予約枠がなくなってきたと。それが結局、いわゆる待機児童をふやし職場復帰を妨げるということで、雇用主の理解があつて、じゃあ、育児休業を1年と言っていたけれども、じゃあ、1年半にしましょうとか、2年近く延ばしましょうと、こういうことだったら問題は全くないんだけど、なかなかそういう御理解をいただけないという中で待機児童が非常にふえているという、今、現状があるということです。ですから、これをどう解決していくかということ、具体的にはいろんな方策を考えないといけないんじゃないかなということで最近感じているところです。

○高橋部会長 それはぜひ、ひとつ現状と課題というところの中にも、いわゆる待機児童の解消という意味合いからしても、方法論はまた別として、中に入れて検討を始める必要

があらうかと思えます。よろしくお願ひします。

どうぞ、そのほか、お願ひいたします。

○持田委員 今、基本理念の、子育て・子育てをみんなで支えるっていうことでずっと働きやすい、事業主への普及啓発、書いてありますけど、企業としても今もう考える時期に来ているなということは冒頭に言いましたようにひしひしと感じております。ただ、子どもを育てるに当たって、ここずっと見てみますと孫を預かるおじいちゃん、おばあちゃんのようなところは一言も全く今出てなくて、最近、イクジイという言葉も出てきてまして、定年退職しても働いておられる方もいらっしゃいますけども、定年退職しているおじいちゃん、おばあちゃんってとっても今若い。そこでイクジイで社会参加っていうことはもう出てきておりまして、孫を預かって育てるということがあって、そういうことが全く出てなくて、若い両親は働くので子どもを預かるっていうことで、孫を育てることによって社会参加をしようということイクジイという言葉があるんです。

ただ、ちょっと聞いたときに、お嫁さんの立場でいうと育て方が違うので、その当時とは違うんですということがお嫁さんの立場だとなかなか言いづらいと、なのでなかなかおじいちゃん、おばあちゃんに預けたくないという本音も聞いたことがあります。恐らくそれも本音だと思うんです。確かに離乳食のこととか何を食べさせるとか、そういうことは確かに今退職された方々が自分が子どもを育てるときより、やっぱりちょっとやり方が違うと思うんです。なので、例えばそのイクジイを目指す方々もいらっしゃると思うので、かわいい孫のことですから、おじいちゃん、おばあちゃんのための勉強会みたいなもの、決してよかれと思ってやるわけですから、ただ、お嫁さんからすると言いづらいわけなので、そのお嫁さんが言いづらいことを勉強会の場で今はこうなんですよということをしたらと、私もテレビ見たときに都会ではそういう勉強会があるんだそうで、参加されたら、ああ、そうなのかと、でわかると。だから、おじいちゃん、おばあちゃんもかわいい孫を見たいんだけども、お嫁さんが孫を連れて寄りつかないとかっていうよりは、よっぽど今の現代の育て方とやり方を知って、ああ、昔はそうだったんだけどそうなのねっていうことがわかれば、要は介入論になってしまうので、やっぱりどうしてもお嫁さんとおしゅうとめさんとか、そうではなくてそういう勉強会の場が、それに参加しないとわからないですけども、この地域だと参加しないからってやるのではなくて一遍そういうことも考えられてはどうでしょうという、やっぱりイクジイを目指す人もいるんじゃないかと思えます。

○高橋部会長 ぜひ、よろしくお願ひします。

はい、どうぞ。それでは柳楽委員さん、お願いします。

○柳楽委員 企業の経営者の年齢層が今、50代とか60代の方が多いと思うんです。今、私も含めてですけど、自分たちが子育てをしてきたときは本当に今の状況が変わっているってことがわかっていないところが、例えば本当に零細企業なんかは一人休まれると困るとか、そういった日々のことばかりにとらわれて職員の生活のことまで考えられないっていう部分がすごくあるんだと思うんです。こっころカンパニーに今240何社か登録しておられると思うんですけど、そういった会社の取り組みをなかなか理解していただけない企業にもこんな取り組みもできるんですよっていう情報を発信していただくと、少しでも意識が変わってきて自分たちでできることはないかなっていう考える機能っていうのがそこで見つけられるかなと私も思っています。

イクメンがすごく私の周りでもふえていて、本当によくやるねっていうぐらい頑張っている若いお父さんもおられる中で、その上の上司がそれに協力してあげられない。それはちょっと今の時代に全く合っていないなと思いますので、そこら辺の意識の改革もしていったらいいかなと思います。

○高橋部会長 原委員さん、お願いします。

○原委員 簡単に。ここに事業主への普及啓発って書いてあるんですけど、これはもう少し強制力のあるっていうことではないっていうことなんですよ。自主的に知りたいという人がそういういろんなことを知るということ、例えば何人ぐらい雇っていたら、もうそういう雇うに当たっての最低の雇用主としてのことはちゃんとレクチャーを受けないといけないんですよとか、何かそういうのがとても進んで理解されているとこと従来どおりのところはかなり差があるような気がするんです。私、赤ちゃん訪問に、全戸対象なので結構行くんですけど、きょうも伺ったところが、パパは何時から出て何時にお帰りですかかっていつも聞くんですけど、朝の7時に出て夜の10時、なるほど、家庭人としてはゼロです。多分、県職の方もそうだと思うんですけど。何かその中で子ども一人で自分も仕事をしながらっていったら次の子のことなんか考えちゃうよなと思ったり、それから、復職するに当たって保育所の問題もそうなんだけど、職場が何の考慮もないので、夜8時ぐらいまで助成もしないといけないと保育所はどこが預かってくれるんでしょうかと、延長もあるけどねってって言って、ママが、そんなに昼も保育所で食べて夜も保育所で食べて連れて帰ったら寝るだけっていうのは、私は親としていかがでしようかっていうふうに聞かれたりするんです。

だからやっぱり本当に、事業主の方にそういうことがきちっと伝わるようなことが、単純に努力してお願いするんじゃないかといいのになと思ったりしました。

さっきの孫のことですけど、私たちもそれとても感じていて、今、松江市では市と共催で孫育て講座というのを1カ月置きにやっていて、すごく熱心なおじいちゃんも、義父でしようと思う人がすごく熱心です。今どきはどうねっていう感じでとてもうれしいです。来られる方は要するにウエルカムで熱心なので、来られない方にどう届くかなっていう感じですけど、とてもでもやる気のある方は多いです。

○高橋部会長 はい。

○河原室長 今のところは少しちょっと補足が要りますので。

○高橋部会長 はい、どうぞ。

○河原室長 ちょっと私のほうの書きぶりが足らなかったのか、まさしく資料の3-1を見ていただくといいんですけど、次世代育成支援対策推進法というのがあります、この中で事業主行動計画ということで、今おっしゃったようなさまざまな社内の規定とか含めた行動計画の策定義務が、ちょっと多いんですけども101人以上の中小企業のところは義務づけで、かつて人数が多かったんですけど23年から100人まで落ちています。100人以下の中小企業の皆さんについては一応努力義務ということでもありますので、一応こういった規定もあるということですが、ただ、おっしゃるように、中小企業のところではまだ努力義務ということもありますので、そういう意味では普及啓発をもっときちんとしていかないといけないということがあると思いますので、もうちょっとそのことも含めてここへ書き込まないといけないなというふうに思いました。済みません、補足でございました。

○高橋部会長 いかがでしょうか、竹田委員さん、ございませんか、

○竹田委員 大丈夫です。思ったことをみんなに言ってくださったので。

○高橋部会長 ああ、いいですか。

○竹田委員 じゃあ、ちょっとだけ。私、松江市の環境フェスティバルに出展したんですけども、おじいちゃん、おばあちゃんがお孫さんを連れてああいうイベントに出てくるという姿が本当にふえています。ちょっと珍しいなと思ったのは格好いいおじいさんが、かわいいおしゃれした孫の娘ちゃんを連れて買い物をしてたり遊ばせている姿っていうのも大分見るようになって随分変わってきたなということを感じています。原さんがおっしゃったとおり、意識の高い方はどんどん先へ行っていて底上げが必要かなというところを、

イメージ戦略の部分みたいなことでテレビとかそういうものを使って上手にやられるとい
いかなと思います。少子化がよく使われるかわいいイラストもいいんですけども、やっ
ぱりすてきな子どもの笑顔とおじいちゃん、おばあちゃんの輝く見詰め合う写真とか、そ
ういう上手な使い方をされるといいかなと思いました。以上です。

○高橋部会長 それでは、次のところに参りたいと思いますが、施策6でございます。安
心して子育てできるまちづくり。

済みません、ちょっとここでお断りさせていただきたいんですが、あと3つ残っており
まして、申しわけないですが4時半に終了させていただきたいと思いますので、30分ほ
ど延長をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、基本施策6をお願いいたします。

○朝倉企画員 資料の7ページになります。基本施策6ですけども、まず、施策①、良好
な生活環境の確保というところで、現状と課題として2つ目の丸にありますように、子育
て世帯の住居費に負担がかからないよう、子育てに適した住宅の供給を進める必要がある
ということ。3つ目の丸にありますように、子育て世帯が安心して利用できる都市公園の
環境整備を引き続き進めていく必要があるということ。それから、5つ目の丸にあります
ように、妊産婦等が入り口近くの駐車スペースを利用できる思いやり駐車場利用制度につ
いて普及を図っていく必要があるということ。このような現状と課題を踏まえて施策の方
向性としては、1つ目の丸にありますように、県営住宅の入居資格の緩和や児童クラブを
併設した県営住宅の建設の検討など、安全・安心で快適な住宅の供給を進めたり、2つ目、
3つ目の丸にありますように、公共施設等のバリアフリー化の推進を図ることとしてはど
うかということ。

続きまして、施策②、安全・安心なまちづくり。現状と課題として2つ目の丸にありま
すように、子どもの見守り活動の推進のためデジタルコンテンツ等を活用した情報提供を
積極的に行う必要があるということ。4つ目の丸として、信号機の設置など安全・安心な
交通環境を計画的に整備していく必要があるということ。このような現状と課題を踏ま
えて施策の方向性としては、1つ目の丸にありますように、地域の自主防犯活動の活性化支
援や、2つ目の丸にあるように、交通安全施設の整備等を通じて安全で安心して暮らせる環
境づくりを推進することとしてはどうかということを考えております。以上です。

○高橋部会長 この点について御意見等をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特に子どものことになると、教育の現場での安心・安全というような事柄がいろいろ

る現在では非常に強くなっておりますけれども、こういったあたりとの関連といたしましうか、これもあろうかと思いますが。

はい、どうぞ。

○押越委員 安全・安心なまちづくりというところで、例えば、地域に不審者が出たというような情報が教育委員会から公民館とか、まちづくりセンターとか、そういったところに入ってきます。それから先のところがかなり徹底してないような気がするんです。ということは、実際に安心・安全なまちづくりの推進委員さんとか、そういった活動をしておられる方のところに伝わっていくための体制づくりみたいなのがもう少し必要じゃないかなっていうふうには感じております。だから、そういったタイムリーな情報がもう少しきちんと伝わっていくような体制づくりをお願いできればいいかなと思います。

○高橋部会長 私も非常に強く感じるんです。私も民生委員をやっているんですけども、私達には最後に伝わってきますね、どこそこの小学校で何という校門に不審者があらわれたってということなんかは。例会になって初めて、ああ、そうですかっていう、そういう形で聞くわけでした、その後どうすればいいんですかっていうのがなかなかまだはっきりとしていないってようなところがあると思います。安心・安全というところでのことをございましたけれども。

どうぞ皆さん、御意見いただけましたらば、伊藤委員さん、何かございませんか。

○伊藤委員 先ほどもちょっと申し上げましたけど、地域安全推進委員という組織がございまして、子どもたちの見守り活動をしております。朝はそれぞれに子どもたちが出てくる四つ角のほうに立って挨拶運動を兼ねて行ってらっしゃいと声をかけることもしておりますし、それから、公民館の公用車に青色パトロールの回転をしながら下校時に地域内を巡回を交代しております。それのかかかわっているのが交通指導員だったり地域安全推進委員だったり民生委員だったり高齢者の代表だったり、ほとんどの方がそういう子どもたちが下校する時間、3時半とかそういった時間にそういうことができるのは高齢者の、先ほど来出ております地域の65歳以上、70歳ぐらいまでの方々がかかかわっていただいております。

やっぱりこれも先ほど来出ていますように情報が、きょう出でずっと待っているけど子どもが出てこないというようなことがちょくちょくある。公民館に、きょうはどうしたかねってというような問い合わせもあるんですけども、学校から下校時とか、あるいは1カ月の行事予定というようなものもファクスをいただいて、それを情報提供としてパトロー

ルしていただく委員さんにきちんと伝えておくこと、そういうこともやっぱり大事なことで私たちもしております。

先般、ずっと地域でそういう自主的に地域安全というので、まちづくりの中で安心していただけるようなというようなことで子ども110番というような旗もつくって、私の地域では70件ほどにお願いして黄色い旗をおうちの前の道路の入り口のほうへ立てさせていただいておりますけども、これは特にいつもその家の方が見守りをさせていただくということではなくて不審者等への、ここはこういうふうに見守りをきちんとしている地域であるというような一つの、何ていいますか未然の防止策というか、そういったような意味でずっと110番の旗を立てさせていただいております。そういう活動もずっとしてありましたら松江市の教育委員会から今回初めて、そういう地域安全の方に見守り活動をこの上ともよろしくというような文章が、先日初めて公民館を通じて安全推進委員隊長のところに来ました。といたしますのも、ああして痛ましい事故がいろいろと全国的にありまして、自主的なそういう活動だけではなくて、やっぱり連携が必要だということを教育委員会もちゃんと認識なさって、それぞれの機関にそういうお願いといたしますか、見守りをしてほしいというふうな文章が出たのかなというふうに思っております。

先ほど来から高齢者の方の地域での、大変すごく専門性の高いいろいろなスキルを持ってる高齢者がこのごろは多いんですけれども、その方たちは自分たちが仕事をしてこられて頼まれたら行くわというような方が多くて、自分から積極的に出て邪魔しても悪いなという、何かちょっと控え目な方も多いかなど。それで、あなたじゃないといけませんのでお願いしますっていうような声がけをどんどんしていくと、結構、じゃあ行きますねっていうような方が多くて、もうちょっと今の若いお母さんたちは、自分にできることだったらちょっとお手伝いしますよっていうふうに言うてくださるんですけど、高齢者の方はこちらから声がけして誘って、そうすると出てきてくださって大いに地域でいろいろな役割をしていただけますので、そのところもやっぱり最後には人と人のつながり、コミュニケーション、地域でのそういうことが大きく大事なのかなというふうに思いながら、そういう方たちがつながることで安心したまちづくりができるというふうに思って、私たちも小さいことから拾い上げてつなげるように公民館ではしております。

○高橋部会長　ここでやはりポイントになってくるのはまちづくりということだろうと思います。どの地域にも一つのまちづくりに通じるそれぞれの施策って今のが具体的に展開をしているかと思っております。こうしたものとどうこの県の計画とを結びつけていくの

かっていうところでひとつ検討をしておくべきことではないかと思ひます。これらの具体的な、特にまちづくりに関しては地域性というものが非常に強くありますので、島根県全体としてという部分も確かにあるかもしれませんが、各市町村でもそれぞれこの子ども・子育て計画をつくっている中で、自分の町のまちづくりってというのはこういう方向性を持っていると、そういったようなものが具体的にあらわれてくるかと思ひますので、そうしたもののある意味では共通性といひましようか、そういうところとか、あるいは独自性というようなもの、こうしたものも少し御検討をいたひいて県の計画の中にどう載せていくかというような形もとっていく必要があるんじゃないかなというように思ひております。

それでは、あと2つでござひます。ひとつ基本施策9をあけていただひきたいと思ひますが、次代の親の育成です。お願いいたします。

○朝倉企画員 資料は12ページのほうになります。次代の親の育成。基本施策9ですけれども、まず施策の①、生命のとうとさ、家庭の意義の理解の促進というところで、現状と課題としては、2つ目の丸にありますように、教育活動を通して子ども一人一人が家庭や社会を支えるかけがえのない存在であるという自覚を持たせていく必要があるということ。3つ目の丸にありますように、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育の取り組みを進めていく必要があるということ。このような現状と課題を踏まえて施策の方向性としては、生命のとうとさを理解し、家庭や家庭生活の大切さに対する若い世代の理解が進むよう、教育内容、教育環境の充実を図ることとしてはどうかということですが。

続きまして、施策の②、若い世代の就業促進。現状と課題として3つ目の丸にありますように、就業、勤労に対する理解不足等を解消するため、職場体験などの一層の充実が必要であるということ。それから7つ目、下から2つ目になりますけれども、完全失業率が他の世代に比べて高い若年者の就職状況を改善するため、就職意識の向上や人材育成などの就職支援施策に取り組む必要があるということ。このような現状と課題を踏まえて施策の方向性としては、1つ目の丸にありますように、子ども一人一人に対応した就職指導の推進であったり、3つ目の丸にありますように、就業意識の啓発や職業相談、職場体験などを通じて若年者の職業的な自立を促していくこととしてはどうかということを考えております。以上です。

○高橋部会長 それで、もう時間がありませんので、申しわけありませんが、もう一つ、

たくましい子どもの育ちというところもあわせて簡単に説明をいただきたいと思います。
お願いいたします。

○朝倉企画員 それでは、13ページから説明をさせていただきます。まず、施策①ですが、現状と課題として3つ目の丸にありますように、自然体験、異年齢交流機会の減少などにより、豊かな心が育まれにくいなどの課題が発生しているということ。一番下6つ目の丸、親の愛情や家族とのきずなを支えられ多くの世代と触れ合い、恵まれた自然の中での体験、学習を通じて生命のとうとさや家庭の意義を理解し、倫理観、自立心等を身につけ、生きる力の基礎を養っていける環境を整備していく必要があるということ。このような現状と課題を踏まえて施策の方向としては、3つ目の丸にありますように、子どもの心に響く道德教育の充実や健康教育の推進を図るとともに、4つ目の丸にありますように、多様な体験活動や生涯スポーツの推進に努めることとはどうかということ。

1枚めくっていただきまして、14ページ、施策②です。現状と課題としては、3つ目の丸にありますように、乳幼児期からの教育を充実させ、基本的な生活行動や生活習慣を定着させていく必要があるということ。4つ目の丸、自分を大切にし、自分の考えや言動に自信を持つとともに他者を尊重しながら接し、互いに支え合って生きていこうとする子どもたちを育成する必要があるということ。5つ目の丸、乳幼児期から発達段階に応じた質の高い教育、保育を受けることができる環境を整備していく必要があるということ。このような現状と課題を踏まえて施策の方向性としては、1つ目の丸にありますように、豊かな教育支援を活用した体験活動の充実を図る。また、4つ目の丸にありますように、家庭の教育力が向上するよう家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努めることとはどうかということ。

続きまして、15ページのところに進みまして、施策③、幼児教育の充実。現状と課題として3つ目の丸にありますように、幼児教育の重要性に鑑み、幼稚園、保育所、認定こども園などを通じた幼児教育全体の質の向上に取り組むとともに幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る必要があるということ。4つ目の丸にありますように、職員の研修機会を確保するなど、幼児教育を担う施設が教育の質を高めていく工夫をする必要があるということ。このようなことを踏まえて施策の方向性としては、2つ目の丸にありますように、幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の確実な実施及び幼稚園教諭、保育士の資質向上のための研修の充実に努めることとはどうかということ。

最後に施策④、青少年の健全育成の推進。現状と課題としては3つ目の丸にありますように、スマートフォンなどの長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題となっていることから、インターネットの適切、安全安心な利用や、保護者に対する普及啓発を推進していく必要があるということ。4つ目の丸、少年非行の5割以上が万引きなどの初発型非行であることから、子どもたちが社会のルールを守ることの大切さを考え、人を思いやる心や強い正義感を身につける必要があるということ。このような現状と課題を踏まえて施策の方向性としては、2つ目の丸にありますように、情報モラル教育の推進を図るということ。また、3つ目の丸にありますように、子どもの社会参加活動の充実や非行防止教室の開催などを通して青少年の健全育成を推進していくこととしてはどうかということを考えております。以上です。

○高橋部会長 大変時間が迫っているところなのですが、この2点について、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。どなたでも結構でございます。よろしく願いいたします。

○竹田委員 はい。

○高橋部会長 じゃあ、いいですか。では、竹田さんからでいいですか、お願いします。

○竹田委員 15ページの最後の、4の青少年の健全育成の推進についてお願いですけれども、先日、しまね教育の日フォーラムというのに出させていただいて、そこでいろいろな登壇した方とかと話をしているととても一致したところがありまして、子どものための施策を大人だけで考えてはいけないという話がたくさん出ました。子ども自身に聞くとか、子どもと一緒に考えるっていうことを意識してやっていかないと、つつい大人だけで決めてしまったりということがあると思うので、ここにももちろん書いてありますけれども、社会参画とともに子ども自身に聞いていく、それから高校生が中学生に伝えられることを伝えるとか、中学生が小学生に伝えるっていう部分もあるかと思っておりますので、勝手に大人が進めないっていうことを私たち社会教育の人間も思っていますけれども、熱心にやっていきたいと思っております。

○高橋部会長 ぜひそういった機会を、子どもたちと大人との意見交換とか、こうしたことができる場っていうものを実現して見ていただけないでしょうか。具体的に目に見えないんで、やっぱり見える形で子どもたちの意見はこうで大人はこういった考え方を持っているという意見交換の場を、やはり何らかの形でつくっていただけたらありがたいなと思っております。

それでは、押越委員さん。

○押越委員 この間いじめについてお話を聞いている中で、非常にスマートフォンとかそれからインターネットとか、そういったものの普及のために今本当に子どもたちが大変な状況に陥っているというようなお話を聞いたんですけれども、それを聞いて本当に、ああ、怖いなと思ったんですけれども、当然、生活時間の乱れはあるんですけど、いじめの構図が今ラインというのがありますけども、そのラインの中である一人の子どもをターゲットにしたら、そのグループがターゲットにした子を自分たちのグループに引き入れる。そうして自分たちはその子を除いた別のグループをつくってそこでいろんな話をして、今度はこちらのもう一つの、そのターゲットにした子が入っているグループで、今度はだんだんそこでその子を集中的に攻撃をしていっていじめを行うというふうな、私たちはちょっと考えつかない、思いつかないような、要するにこちらのグループとこちらのグループと2つつくっておいて、もちろんターゲットにするという子どもが入っているグループ、このグループとそれからこちらのグループはその子が入っているか入っていないかの違いだけなんです。それで、そのターゲットにしている子どもをいじめるといって、そういう複雑な構造になっているみたいなんです。そこら辺が私たち保護者、あるいは大人が全くそういったことを話を聞いてみないとわからないような状況。それからもう、インターネットとかスマホとか、それからラインとかってというのは、正直言って保護者さんが幾ら勉強されてもなかなか追いついていけないところはあるんじゃないかなと思います。

それで、やはり今、先ほど竹田さんおっしゃったように、子どもも含めてそういった話をする機会をつくって行って子どもも大人も一緒に考えていくという、そういったことがこれから必要になってくるんじゃないかなというふうに私も感じます。

○高橋部会長 それでは、あと一言、中山委員さん。

○中山委員 一言だけ、お礼を申し上げなきゃいけないけども、15ページの③のところでは幼児教育という言葉で統一していただいたということで、そのことについて一言お礼を申し上げたいです。ありがとうございます。

○高橋部会長 これは親会でも議論をされたところでございますので、よろしくお願ひします。

いかがでしょうか。あとお一方、御意見いただけたらと思いますが、どうでしょうか。いかがですか。

○竹田委員 じゃあ。

○高橋部会長 はい、どうぞ。

○竹田委員 島根の豊かな環境を利用した子どもの育て方という話も出てきていますし、それから、多様な人たちの力をかりて社会の中で子どもを育てるという話が最後のほうでたくさん出てきたので思ったんですけども、島根の豊かな森林を使って子どもたちを育てようっていう考え方の環境系のNPOの動きなんかもたくさんあります。川とか海でももちろんあります。それから、NPO室を中心になりますけれども、県民いきいき活動条例、推進条例というのも10年前からありまして、島根県はボランティア活動に対する意識が大変高いということもわかっていますし、ということは結局縦割りにならずにはほかの課がやっていることと連携していくことがすごく大事なのかなということのを思いましたので、またそこも力を入れていっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○高橋部会長 大変司会の不手際で長時間にわたって皆さん御議論いただいたところでございます。しかし、たくさんのお意見を出していただきましたので、これをもとに事務局のほうでも具体的にこういった内容について示させていただくことができるのではないかと考えております。

また、そのほか、この現状と課題に対する認識上のずれとか、あるいはそのほかにかかる意見等でも結構でございます。ぜひ、お手元にありますこの質問、意見用紙でもって、あるいはメールでも結構でございますので、これを後ほど提出していただいて、さらに内容の深いものにさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、いかがでしょうか。事務局のほうにこのマイクお返しさせていただきます。

○渡邊調整監 高橋部会長、どうも長時間ありがとうございました。

冒頭でも申し上げましたとおり、次回は少子化部会と、それから親会議と合同開催というのを予定させていただければと思っております。年末お忙しいとは思いますが、12月の中旬以降のところを日程を調整させていただきたいと思っております。お手元に日程調整表をお渡ししておりますので、今週のところでお返しいただければと思っております。

それでは、最後に、少子化対策推進室長の河原からお礼を申し上げます。

○河原室長 皆さん、大変活発な御議論いただき本当にありがとうございました。我々がない視点、たくさん御指摘いただいて本当に有益な議論ができたかと思っておりますし、それと我々も見ている中で、やはり記述の分、いろいろとちょっと表現の仕方を含めてありましたが、まだまだ直すところはありますので、きょうの御意見プラス我々のほうでもう一回

ちょっと吟味させていただいて、表現であるとか書き足りないところを、書き足しさせていただきたいと思いますので御容赦いただき、それをもとに次回、再度またいいものになるように審議をさせていただきたいと思います。それまでどうかよろしくお願いします。

本日は長時間どうもありがとうございました。お世話になりました。

○渡邊調整監 以上をもちまして、第4回島根県子ども・子育て支援推進会議少子化対策推進部会を終了いたします。

どうもありがとうございました。